

藤沢市議会改革検討会 報告書

平成29年4月

藤沢市議会

目 次

I	はじめに	1
II	議長からの諮問について	1
i	諮問について	1
III	検討会の概要について	1
i	検討会設置要綱について	1
ii	委員及び任期について	2
IV	開催状況等について	2
i	開催日及び議題等について	2
ii	課題整理事項について	3
	第1回（平成28年6月16日）	3
	第2回（平成28年6月24日）	4
	第3回（平成28年8月25日）	5
	第4回（平成28年9月13日）	5
	第5回（平成28年10月24日）	6
	第6回（平成28年11月24日）	6
	第7回（平成28年12月13日）	7
	第8回（平成29年1月30日）	7
	第9回（平成29年2月28日）	7
	第10回（平成29年4月26日）	8
V	検討結果について	8
1	ICTを活用した議会運営について	8
2	予算・決算特別委員会における質疑通告制の見直しについて	9
3	議会の権能の強化について	10
4	過度な聞き取りについて	10
5	有事の際の議員の対応等について	10
	藤沢市議会改革検討会第2次ICT検討部会報告書	別冊
	《参考資料》議会改革に関する事項の実施状況等について	11
I	基本条例に基づく各項目の実施状況等について	11
II	その他議会改革に関する事項の実施状況等について	15
	議会改革検討会申し送り事項＜別紙1＞	17

I はじめに

藤沢市議会では、常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指して、一層の議会改革に取り組むとともに、より市民に開かれた議会運営を推進するよう努めている。

議会改革に向けた具体的な取り組みとして、平成20年5月に議長の任意の諮問機関として「藤沢市議会議会活性化検討会」を設置し、平成23年2月までの間、議会の活性化に向けた取り組みを進める中で、一般質問における一問一答方式の採用や予算等特別委員会及び決算特別委員会におけるインターネット中継の導入などを実現した。

平成23年8月には、議長からの諮問により「藤沢市議会改革検討会（以下「検討会」という。）」を設置し、開かれた議会、市民に親しまれる身近な議会をさらに推進するため、議会基本条例の制定に向けた協議を進め、平成25年2月定例会において「藤沢市議会基本条例（以下「基本条例」という。）」が全会一致で可決、制定され、同年4月1日に施行した。

基本条例施行後においても、議長からの諮問により引き続き検討会を設置し、基本条例に基づき実施された項目について検証するとともに改善を重ねたほか、新たな課題についても積極的に検討を行い、実施につなげるなど大きな成果を上げることができた。

今期については、前期の検討会での検討事項や、今後取り組むべき課題を含めて協議する場として検討会を引き続き設置することについて議長から諮問があり、議会運営委員会での協議の結果、設置することとなった。

II 議長からの諮問について

i 諮問について

議長は、平成28年4月28日の議会運営委員会において、ペーパーレス化やタブレット端末の導入に向けて、導入財源、行政側の対応、運用方法及び議場の設備等今後取り組むべき課題について、今後検討及び協議を行う必要があることから、議会改革検討会を設置することについて諮問した結果、全委員の賛同を得た。

III 検討会の概要について

i 検討会設置要綱について

1 会議の名称について

藤沢市議会改革検討会

2 検討事項について

- (1) 基本条例の運営及び管理に関すること
- (2) 議会改革に関すること

3 検討事項の処理について

(1) 上記 2 (1)については、検討会で審議し、見直しの必要が生じた場合は、議会運営委員会で確認し、議員全員協議会において審議した上で、条例改正の手続きを行う。

(2) 上記 2 (2)については、各々の委員会の所管する事項を除いては、検討会で審議した後に、議会運営委員会で確認し、決定したのから随時実施していく。

4 委員の選出と任期について

(1) 委員の選出について

① 3人以上の議員を有する会派（交渉団体）から、その所属議員数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。

② 2人以下の会派については、各会派所属議員の合計人数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。

(2) 委員の任期について

設置の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。

5 座長の選出について

検討会において互選する。

6 議長及び副議長について

議長及び副議長は、検討会の会議に出席し、発言することができる。

7 その他

(1) この要綱に定めるものを除くほか、検討会の会議については、藤沢市議会委員会条例及び藤沢市議会会議規則を準用する。

ii 委員及び任期について

1 委員

座長 塚本 昌紀

委員 土屋 俊則 北橋 節男 大矢 徹 西 智

脇 礼子 堺 英明 友田 宗也 阿部すみえ

宮戸 光※1 吉田 淳基※2

※1：平成 29 年 4 月 1 日付けの会派構成の変更に伴い、委員の選出基準に基づき、平成 29 年 4 月 10 日付けで辞任した委員。

※2：平成 29 年 4 月 1 日付けの会派構成の変更に伴い、委員の選出基準に基づき、平成 29 年 4 月 11 日付けで新たに選出された委員。

2 任期

設置の日（平成 28 年 6 月 16 日）から平成 29 年 5 月 31 日まで

IV 開催状況等について

i 開催日及び議題等について

検討会の開催状況については、次のとおりである。

回	開催日	議 題 等
第1回	平成28年 6月16日	1 座長の互選について 2 今後の進め方について
第2回	6月24日	1 6月16日開催の議会改革検討会における課題整理
第3回	8月25日	1 6月24日開催の議会改革検討会における課題整理 2 ICT検討部会からの申し送りについて
第4回	9月13日	1 8月25日開催の議会改革検討会における課題整理 2 ICT検討部会からの申し送りについて
第5回	10月24日	1 9月13日開催の議会改革検討会における課題整理
第6回	11月24日	1 10月24日開催の議会改革検討会における課題整理
第7回	12月13日	1 11月24日開催の議会改革検討会における課題整理
	平成29年 1月25日 ～26日	(埼玉県所沢市議会視察) 1 議会改革について (青森県八戸市議会視察) 1 タブレット端末の活用について
第8回	1月30日	1 12月13日開催の議会改革検討会における課題整理 2 ICT検討部会からの申し送りについて
第9回	2月28日	1 1月30日開催の議会改革検討会における課題整理 2 ICT検討部会からの申し送りについて
第10回	4月26日	1 2月28日開催の議会改革検討会における課題整理 2 藤沢市議会改革検討会報告書(案)について

ii 課題整理事項について

第1回(平成28年6月16日)

1 座長の互選について

- 互選の結果、座長に塚本昌紀委員が選出された。

2 前期の検討会における検討結果について

- 前期の検討会における検討結果について、全委員確認。

3 ICTを活用した議会運営について

- タブレット端末の導入に当たっては、前期のICT検討部会による調査報告書で示された課題等を中心に協議を進めていくこととする。また、その際、

今年度もICT検討部会を設置して協議を重ね、検討結果が検討会において確認及び承認された後に、議会運営委員会に報告することで全委員了承。

●部会の構成については、検討会委員のうちから各会派1人以上を選出し、検討会委員以外の議員を部会の委員として選出可能とすることについて全委員了承。また、当日の資料3. 藤沢市議会改革検討会「ICT検討部会」について(案)の「3 構成」について文言を整理し、次回の検討会で確認することで全委員了承。

●7月の概算要求について、前期の調査報告書に記載された費用の上限額で予算要求を行うことで全委員了承。また、現新館7階でのWi-Fi環境整備工事及び電源供給工事については、予算要求を行わないことで全委員了承。

●10月の来年度当初予算の本要求までには、一定の内容を決めていくことで全委員了承。

4 その他

●予算・決算特別委員会における質疑通告制の見直しについて、提案があり、各会派に持ち帰り、9月定例会前に結論を出せるように次回の検討会で協議することで全委員了承。なお、通告制を開始した経過や他自治体の状況を確認したうえで通告制のメリット・デメリットを検討したいという意見があった。

●議会事務局長を特別職とすること、調査課を設けて職員を増員すること及び議会費の予算を増額することなど議会の権能の強化に関して根本的に考え直すことについて提案があった。一方、議会の権能の強化については、政策立案や政策条例を議会として行うことを踏まえて検討する必要があるという意見があり、今後協議することとなった。

●昼休みや夜遅くまでの過度な聞き取りについて、見直しをするよう提案があり、今後協議することとなった。

●有事の際の議員の対応等について提案があり、今後協議することとなった。

●次回の検討会は、平成28年6月定例会中に開催することとなった。

第2回(平成28年6月24日)

1 ICTを活用した議会運営について

●藤沢市議会改革検討会「ICT検討部会」について(案)及びICT検討部会委員名簿(案)について、全委員了承。

2 その他

●予算・決算特別委員会における質疑通告制の見直しについて、通告制を開始した経過、他自治体の状況及び市側からの聞き取り内容について座長から説明があり、協議の結果、本年9月定例会の決算審査における質疑について

は、試行的に通告制をなくし、一問一答方式で行い、その結果を来年2月定例会の予算審査に生かしていくことで、全委員了承。

また、この件については、議会運営委員会へ報告することが確認された。

●議会の権能の強化に関して根本的に考え直すことについて、今後も議論を行っていくことが確認された。

●昼休みや夜遅くまでの過度な聞き取りの見直しについて、今後も議論を行っていくことが確認された。

●有事の際の議員の対応等について、藤沢市議会災害時対応指針を改めて全委員で確認した。

●次回の検討会は、平成28年8月25日（木）午後1時30分から第1会議室にて開催することとなった。

第3回（平成28年8月25日）

1 予算・決算特別委員会における質疑通告制の見直しについて

●予算・決算の通告制の見直しについて、前回の検討会で確認したとおり、試行的に通告制を廃止し、これまで通り一問一答方式により行うことで全委員了承。また、関連質疑は行わないことが確認された。

市側から申し入れがあった予算及び決算特別委員会の事前通告廃止に伴う要望については、委員各々が受け止め、質疑を行うことが確認されたが、9月定例会での決算審議を踏まえて、通告制の見直しについて議論を行っていくことで全委員了承。

2 ICT検討部会からの申し送りについて

●ICT検討部会から、①議場等（委員会室を含む）の設備について、②システム・端末について、③導入に伴う財源について報告があり、全委員了承。また、この件については、議会運営委員会へ報告することが確認された。

3 その他

●次回の検討会は、平成28年9月13日（火）午後2時30分から第1会議室にて開催することとなった。

第4回（平成28年9月13日）

1 予算・決算特別委員会における質疑通告制の見直しについて

●予算・決算の通告制の見直しについて、今後、課題整理ができるよう、9月の決算特別委員会の審議を注視し、次回の検討会で協議することが確認された。

2 ICT検討部会からの申し送りについて

●ICT検討部会から、タブレット端末賃貸借仕様書（案）及び文書共有システム仕様書（案）について報告があり、全委員了承。また、この件については、議会運営委員会へ報告することが確認された。

3 その他

●先進事例の視察について座長から説明があり、時期は平成29年1月中旬から下旬を予定し、日程及び視察事項については座長に一任することで全委員了承。また、都合が悪い日程がある場合は、事務局に連絡をすることが確認された。

●次回の検討会は、平成28年10月24日（月）午前9時30分から第1会議室にて開催することとなった。

第5回（平成28年10月24日）

1 予算・決算特別委員会における質疑通告制の見直しについて

●予算・決算の通告制の見直しについて、9月の決算特別委員会で試行的に通告制を廃止し、これまで通り一問一答方式で行った結果として、スムーズな運営が行われて良かったとの意見が多かった。

また、協議の結果、①終了時間を決めることについて、②職員の時間外を減らす対策について、③質問が長くなる傾向の対策について、④予備日の設定について、⑤持ち時間制の考え方について、⑥予算・決算説明資料の充実について、の6点を今後の検討課題として会派へ持ち帰り、次回の検討会で協議することで全委員了承。

2 その他

●先進事例の視察について説明があり、日程は平成29年1月25日から26日の1泊2日とすることとし、また、視察先及び視察事項は埼玉県所沢市（議会改革について）及び青森県八戸市（タブレット端末の活用について）とすることで全委員了承。

●次回の検討会は、平成28年11月24日（木）午後1時10分から第1会議室にて開催することとなった。

第6回（平成28年11月24日）

1 予算・決算特別委員会における質疑通告制の見直しについて

●予算・決算の通告制の見直しに当たって、①終了時間を決めることについて、②職員の時間外を減らす対策について、③質問が長くなる傾向の対策について、④予備日の設定について、⑤持ち時間制の考え方について、⑥予算・決算説明資料の充実について、の6点について協議をした結果、総括を次回の検討会で取りまとめ、議会運営委員会に申し送ることで全委員了承。

また、今後の予算等特別委員会及び決算特別委員会における質疑通告制については廃止し、また、運営日割において、委員会における質疑通告のために設けていた休会日をなくすことで全委員了承。

2 その他

●次回の検討会は、平成28年12月13日（火）議会運営委員会終了後、第1会議室にて開催することとなった。

第7回（平成28年12月13日）

1 予算・決算特別委員会における質疑通告制の見直しについて

●予算・決算の通告制の廃止等についての申し送り事項について、議会運営委員会に報告することが確認された。

また、予算・決算審議資料の充実について検討するに当たり、プロジェクトチームを立ち上げることについて、立ち上げる場合のメンバー構成及び開始時期等を含めて会派へ持ち帰り、結果を次回の検討会で報告することで全委員了承。

2 その他

●次回の検討会は、決まり次第、各委員にお知らせすることとなった。

第8回（平成29年1月30日）

1 予算・決算審議資料の充実について

●必要性については全委員の賛同が得られ、今後の検討課題として次期の検討会へ申し送ることによって全委員了承。

2 ICT検討部会からの申し送りについて

●ICT検討部会から、文書共有システムの選定方法、タブレット端末の仕様書並びに文書共有システム及びタブレット型端末運用基準（案）の修正について報告があり、全委員了承。また、この件については、議会運営委員会へ申し送ることが確認された。

3 その他

●次回の検討会は、平成29年2月28日（火）議会運営委員会終了後、第1会議室にて開催することとなった。

第9回（平成29年2月28日）

1 ICT検討部会からの申し送りについて

●ICT検討部会から、全国的にiPadの在庫が枯渇している状況のため、

タブレット端末の見積もり合わせが不調になったことから、端末の導入時期を延期することとし、また、文書共有システムのプロポーザルについては一旦中止すべきとの申し送りがなされた。また、検討会としても、今後、タブレット端末の在庫及び市場の状況を見極め、しかるべきときにタブレット端末の見積もり合わせ及びシステムのプロポーザルを行うことについて全委員了承し、議会運営委員会へ申し送ることが確認された。

2 視察報告書について

●視察報告書について、座長から説明があり、市議会のホームページへ掲載することで全委員了承。

3 その他

●次回の検討会は、平成29年4月26日（水）諸会議終了後、第1会議室にて開催することとなった。

第10回（平成29年4月26日）

1 藤沢市議会改革検討会報告書（案）について

●「藤沢市議会改革検討会報告書（案）」について協議し、今後、議会運営委員会に報告することが確認された。

※検討会申し送り事項：別紙1

V 検討結果について

1 ICTを活用した議会運営について

タブレット端末の導入に当たっては、前期のICT検討部会による調査報告書で示された課題等を中心に協議を進めていくこととし、また、その際、今年度もICT検討部会を設置することが決定され、部会長に塚本昌紀議員が、副部会長に友田宗也議員が選出され、8回にわたり協議がなされた。

部会の構成については、検討会委員のうちから各会派1人以上を選出し、検討会委員以外の議員を部会の委員として選出することを可能とした。

検討会には、平成29年4月26日にICT検討部会から調査報告書（案）が提出され、検討会として調査報告書（別冊参照）について全委員一致で確認した。なお、平成29年4月にタブレット端末の導入に向けて準備を行ってきたが、端末の入手が困難となったことから、導入時期を延期することとし、今後、タブレット端末の在庫及び市場の状況を見極め、再度導入に向けた手続きを行うこととなった。

なお、ICT検討部会の開催状況については、次のとおりである。

回	開催日	議 題 等
第 1 回	平成 28 年 6 月 24 日	1 部会長及び副部会長の互選について 2 今後の進め方について
第 2 回	7 月 11 日	1 I C T を活用した議会運営について (1) 検討課題について
第 3 回	8 月 25 日	1 I C T を活用した議会運営について (1) 検討課題について
第 4 回	9 月 13 日	1 I C T を活用した議会運営について (1) 検討課題について
第 5 回	12 月 13 日	1 I C T を活用した議会運営について (1) 検討課題について
第 6 回	平成 29 年 1 月 30 日	1 I C T を活用した議会運営について (1) 市の取り組み状況について (2) 検討課題について
第 7 回	2 月 28 日	1 I C T を活用した議会運営について (1) 検討課題について
第 8 回	4 月 26 日	1 I C T を活用した議会運営について (1) 報告書（案）について

2 予算・決算特別委員会における質疑通告制の見直しについて

通告制を開始した経過、他自治体の状況及び市側からの聞き取り内容等を踏まえ協議した結果、本年 9 月定例会の決算審査における質疑において、試行的に通告制をなくし、一問一答方式で行うこととなった。また、その検証を行った結果、通告制を廃止した上でも円滑に運営が行われたとの意見で一致し、今後の予算・決算特別委員会における質疑通告制については廃止とすることとなった。

また、予算・決算特別委員会に関する以下の点についても確認がなされた。

- ①運営日割において、委員会における質疑通告のために設けていた休会日をなくすこと。
- ②午後 5 時の段階で残りの質問者数を確認し、適当な時間に散会または延会を告げること。
- ③議員各々が質問が長くならないよう論点を整理し、数値等は事前に資料や聞き取り等で確認をして委員会に臨むこと。
- ④対策を講じた上でも職員に過度な負担がかかる状況が解消されない場合、最終的には持ち時間制の導入等についても検討課題とすること。
- ⑤審査資料の充実については、今後の検討課題とすること。

※平成 28 年 12 月 16 日の議会運営委員会に報告し、確認を得た。

3 議会の権能の強化について

議会事務局長を特別職とすること、調査課を設けて職員を増員すること及び議会費の予算を増額することなど議会の権能の強化に関して根本的に考え直すことについて提案があった一方で、議会の権能の強化については、政策立案や政策条例を議会として行うことを踏まえて検討する必要があるという意見があり、今後も議論を行っていくことが確認された。

4 過度な聞き取りについて

昼休みや夜遅くまでの過度な聞き取りについて、見直しをするよう提案があり、今後も議論を行っていくことが確認された。

5 有事の際の議員の対応等について

有事の際の議員の対応等について提案があり、藤沢市議会災害時対応指針を改めて全議員で確認した。

《参考資料》

議会改革に関する事項の実施状況等について

I 基本条例に基づく各項目の実施状況等について

1 常任委員会等のインターネット中継（第3条第2項）

＜実施＞平成26年6月定例会から実施

＜実施状況等＞市民に開かれた議会の実現とさらなる市民サービスの向上のため、常任委員会及び議会運営委員会（審査）のインターネット中継（同時中継及び録画配信）を実施する。

《参考》

インターネット中継（同時中継及び録画配信）の実施経過

本会議 :平成17年9月定例会試行,同年12月定例会本格実施

決算特別委員会 :平成21年9月定例会から実施

予算等特別委員会 :平成22年2月定例会から実施

常任委員会,議会運営委員会(審査):平成26年6月定例会から実施

議員全員協議会(議長及び副議長選挙に伴う所信表明会)

:平成27年5月臨時会から実施

2 議長及び副議長の選出（第6条第4項）

＜実施＞平成25年5月臨時会から実施

＜実施状況等＞議長及び副議長の選出は立候補制とし、選挙に先立ち所信表明を行う。

○選出の流れ

藤沢市議会正副議長選出申し合わせ事項に基づき実施する。

＜改選期を除く＞

まず、議長の辞職について本会議で許可した後、立候補届出書を本会議休憩中（概ね30分）に受け付け、議会運営委員会を開催して立候補者を報告し、その後、議員全員協議会を開催して所信表明会を行い、本会議を再開し選挙（投票）により選出する。次に、副議長の選出を同様の流れで実施する。

＜改選期＞

改選後初めて行う議長及び副議長の選出は、立候補届出書を改選後初めて行う議員全員協議会終了後30分後までそれぞれ受け付け、各派代表者会議を開催して立候補者を報告する。その後（後日開催する臨時会本会議の前）、議員全員協議会を開催して所信表明会を行い、臨時会本会議を開会し、議長、副議長を選挙（投票）により選出する。

3 請願及び陳情提出者による意見陳述（第8条第1項）

＜実施＞平成25年6月定例会から実施

＜実施状況等＞市民等から提出される請願及び陳情を政策提案と位置づけ、提出者が希望する場合、提出者は付託された委員会において意見陳述を行うことができる。

○意見陳述の実施方法等

意見陳述は、当該請願及び陳情の審査前に実施することとし、代表者1人(事情により補助者1人の同席を認める。)により5分以内で行うものとする。また、意見陳述後、委員から意見陳述者に対し質疑が行われる。なお、意見陳述による発言は、会議録に掲載し公開するものとする。

○意見陳述の件数(意見陳述の件数/請願・陳情の審査件数)

平成25年度 27件(請願1件/1件, 陳情26件/28件)

平成26年度 20件(請願3件/4件, 陳情17件/30件)

平成27年度 25件(請願2件/3件, 陳情23件/31件)

平成28年度 18件(請願4件/4件, 陳情14件/36件)

4 議会報告会の開催(第9条第1項)

＜実施＞平成25年度から実施

＜実施状況等＞広報広聴機能の充実を図るため、議会活動の報告と併せて、議会に対する市民の意思の把握及び意見を交換する場として「議会報告会・意見交換会」を開催する。

○開催状況

平成25年度

第1回 9会場 来場者数 合計101人

4月13日(土) 3市民センター(六会, 御所見, 善行)

4月14日(日) 5市民センター(片瀬, 明治, 遠藤, 長後, 辻堂)
・藤沢公民館

第2回 4会場 来場者数 合計55人

10月31日(木) 湘南台市民センター, 村岡公民館

11月1日(金) 湘南大庭市民センター

11月10日(日) 鵜沼市民センター

平成26年度 2会場 来場者数 合計72人

11月8日(土) 湘南台市民センター

11月16日(日) 明治市民センター

平成28年度

第1回カフェトークふじさわ

5月8日(日) 湘南NDビル 参加者数 延べ合計54人

第2回カフェトークふじさわ

11月23日(水・祝) 湘南NDビル 参加者数 延べ合計42人

※平成28年度は、「議会報告会・意見交換会」をさらに発展させ、カフェス

タイトルの和やかな雰囲気の中で、テーマに基づき自由に話し合う形式で開催。

5 広報広聴委員会の設置（第9条第2項）

＜実施＞平成25年5月20日設置（藤沢市議会広報広聴委員会規程制定・施行）

＜実施状況等＞広報広聴機能の充実を図るため、議会報編集委員会を発展的に解消し、新たに広報広聴委員会を設置する。

○広報広聴委員会の所管事項

- ①議会報の編集，発行に関すること
- ②議会報告会の開催に関すること
- ③議会ホームページの運用に関すること
- ④市民の意見把握に関すること
- ⑤上記のほか議会の広報及び広聴に関すること

6 情報の公開（第10条・第18条第2項）

＜実施＞平成27年度から実施

＜実施状況等＞検討会及び広報広聴委員会での協議の結果，保有する議会活動に関する情報公開の一環として，平成27年度（平成26年度交付分）から政務活動費の使途について市議会ホームページで公開する。

7 委員会審査における一問一答方式（第11条第2項）

＜実施＞平成25年2月定例会の予算等特別委員会において試行

平成25年6月定例会から本格実施

＜実施状況等＞広く市政上の論点及び争点を明確にするとともに，質疑を聞いている方によりわかりやすくするため，委員会審査における質疑応答は一問一答方式により実施する。

《参考》一般質問での一問一答方式

平成21年6月定例会から試行

平成22年6月定例会から本格実施（一括質問方式と一問一答方式の選択制）

8 決算・予算等特別委員会における質疑の事前通告制（第11条第2項関係）

＜実施＞平成25年2月定例会の予算等特別委員会において試行

平成25年9月定例会の決算特別委員会から本格実施

＜実施状況等＞款別審査における発言通告書（質疑）は，審査項目ごとに作成し，審査予定日の2日前の午後5時までに提出する。

※検討会協議事項

事前通告制については，平成28年9月定例会の決算特別委員会で試行的に廃止し，その後協議した結果，運営に支障がないことから，平成29年2月定例会以降の予算等特別委員会及び決算特別委員会では廃止することとなった。

9 予算における施策説明資料の作成（第12条・第13条）

＜実施＞平成25年2月定例会で提出された平成25年度予算の概況の施策説明資料から試行的に導入

平成26年度予算以降も引き続き実施

＜実施状況等＞議会が政策水準を高める議論を行うため、市長は新規事業及び拡充事業を提案する際、①施策等を必要とする背景②提案に至るまでの経緯③市民参加の実施の有無とその内容④市の策定する計画や条例との整合性⑤財源措置⑥将来にわたる効果及び費用についての施策説明資料（予算の概況、補正予算説明資料）を提出する。

※検討会協議事項

予算・決算審議資料の充実について、今後引き続き協議を行うこととする。

10 議員による政策立案及び政策提言（第15条・第3条第3項）

議会として政策立案及び政策提言を積極的に行うことが望ましく、そのため引き続き協議を行うこととする。

11 議員間討議（第16条第1項・第2項・第4条第1項・第6条第1項）

＜実施＞常任委員会では平成24年9月定例会から議案、請願及び陳情の審査において試行的に実施し、同年12月定例会からは報告案件を加え、特別委員会では平成25年1月から試行的に実施した。平成25年6月定例会から委員会審査（決算・予算等特別委員会は除く。）において本格実施した。

＜実施状況等＞議会は、議員による討論の場であることから、議案、請願及び陳情等の結論を出す際、議員間で十分に議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民への説明責任を果たすため、委員会審査において議員間討議を実施する。

○議員間討議の実施方法

議員間討議は、委員会審査において質疑が終了する前に実施する。

常任委員会での議案、請願及び陳情の審査では、委員の賛否が分かれることが想定される場合は原則実施するが、全会一致が想定される場合は実施の有無を委員に諮ることとする。

常任委員会での報告案件及び特別委員会の審査では、意見がある場合は原則実施するが、意見がない場合は実施の有無を委員に諮ることとする。

12 議員研修（第17条第1項）

＜実施＞平成25年度から実施

＜実施状況等＞議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修を実施する。

○開催状況

①平成 25 年 10 月 11 日（金）

テーマ：地方議会における議会改革の取り組み状況について
～藤沢市議会における議会改革の評価～

講師：井上 明彦氏（日本経済新聞社編集局産業地域研究所「日経グローバル」主任研究員）

②平成 26 年 1 月 20 日（月）

テーマ：議員提案による政策条例づくりについて

講師：牧瀬 稔氏（一般財団法人地域開発研究所主任研究員）

③平成 26 年 8 月 25 日（月）

テーマ：議員による政策条例づくりに求められる広報広聴のあり方について

講師：杉崎 和久氏（法政大学法学部政治学科教授）

④平成 28 年 1 月 19 日（火）

テーマ：新地方公会計制度について

講師：青柳 義朗氏（藤沢市代表監査委員）

⑤平成 29 年 2 月 9 日（木）

テーマ：災害対策と議会の役割について

講師：吉井 博明氏（東京経済大学名誉教授）

Ⅱ その他議会改革に関する事項の実施状況等について

1 補正予算常任委員会の設置

＜実施＞平成 25 年 5 月 20 日設置（藤沢市議会委員会条例一部改正・施行）

＜実施状況等＞一般会計補正予算の議案については、これまで総務常任委員会において審査を行ってきたが、総務常任委員会における一極集中的な状況を鑑み、他の常任委員会との均衡を図るという観点から、補正予算議案については、新たに補正予算常任委員会を常設化して審査を行う。

2 決算審査における事務事業評価の実施

＜実施＞平成 25 年度（平成 24 年度決算）から試行的に実施

＜実施状況等＞事務事業評価対象事業数

平成 25 年度 6 事業（4 常任委員会から各 1 事業＋全体から 2 事業）

平成 26 年度 6 事業（4 常任委員会から各 1 事業＋全体から 2 事業）

平成 27 年度（平成 26 年度決算）は、実施を見送り、今後、必要が生じた場合は改めて検討することとなった。

3 決算・予算等特別委員会の審査時間の見直し

＜実施＞平成 25 年 9 月定例会決算特別委員会から実施

＜実施状況等＞従来は、委員会においてあらかじめ決定した審査日割に基づき、

その日の審査項目を全て終了していたが、終了時間が遅くなる日が続くことから、おおむね午後5時15分を目途に終了し、延会措置をとる。

※検討会協議事項

委員会において、午後5時の段階で残りの質問者数を確認し、適当な時間に散会または延会を告げる。

4 2月定例会の運営日割の見直し

＜実施＞平成27年2月定例会から実施

＜実施状況等＞2月定例会における予算等特別委員会審査に係る質疑の通告期限については、審査予定日の2日前としているが、その日が代表質問の最終日（本会議第5日）にあたることから、代表質問の答弁を踏まえた質疑通告に支障が生じるとの意見が委員からあった。また、代表質問の通告期限や面談等の日程を早めることは、市側としても現状では難しいことから、代表質問最終日と予算等特別委員会の実質審査初日の間に休会日を1日設けることにより、タイトなスケジュールについて一定の改善を図る。

なお、平成28年2月定例会は、市長選の関係により日程がタイトであることから、この休会日を設けなかった。

※検討会協議事項

予算等特別委員会及び決算特別委員会における事前通告制を廃止したことから、運営日割において、委員会における質疑通告のために設けていた休会日をなくすこととした。

5 議場の使用に関する取扱基準の策定

藤沢市議会議場及び議会委員会室の使用に関する取扱要領を策定

施行日：平成28年4月1日

6 ICTを活用した議会運営（タブレット端末の導入等）

文書共有システム及びタブレット端末を導入した議会運営を行うにあたり、円滑な議会運営を進行するため、運用基準及びタブレット端末の使用範囲について策定した。

タブレット端末の導入については、現議長の任期中（平成29年5月まで）に行うこととしていたが、契約手続きを行う中で平成29年4月までに選定機種であるタブレット端末の調達が困難であることが明らかになったことから、導入時期については在庫及び市場の状況を見極め、再度協議することとなった。

※検討会協議事項

藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準を策定

藤沢市議会における端末機の使用範囲についてを策定

施行日：平成29年4月1日

議会改革検討会 申し送り事項

- 1 予算・決算審議資料の充実について
- 2 ICTを活用した議会運営（タブレット端末の導入等）について

**藤沢市議会改革検討会
第2次ICT検討部会 報告書**

平成29年4月26日

まえがき

1. この報告書は、藤沢市議会改革検討会の任意組織として平成28年6月24日に設置された第2次ICT検討部会において確認がなされた事項に則して、タブレット端末及び文書共有システムを使用した議会運営の効率化並びに円滑化等に関する協議の経過と結果について、第2次ICT検討部会が報告するものです。
2. この報告書の内容及び調査価格等は、次に記載の前提条件及び本文記載の条件のもとでのみ成立するものです。
 - ① 報告書の記載取引価格は、実際の取引価格及び将来において成立する取引価格等を保証するものではありません。
 - ② 報告書の記載内容は、協議の時点においてICT検討部会として信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではなく、将来予告なく変更されることがあります。
3. 報告書についてご留意いただきたい事項
 - ① 全ての記載内容については、第2次ICT検討部会としての協議結果を藤沢市議会改革検討会に報告するものであり、不確定要素も含まれています。
 - ② 藤沢市及び藤沢市議会としての協議結果及び見解を示したものではありません。
 - ③ 報告書は公開資料であり議会事務局等で閲覧することができますが、本報告書には情報公開条例に基づき、企業間取引情報等の開示できない記載内容が含まれます。
 - ④ 本報告書においては、平成28年6月24日以前に設置されたICT検討部会については、第1次ICT検討部会とし、第1次ICT検討部会が提出した調査報告書を第1次報告書と記載しています。
また、平成28年6月24日から平成29年5月31日の期間に設置されたICT検討部会を第2次ICT検討部会と記載しています。
4. 著作権について
 - ① 掲載された全ての内容の著作権は、第2次ICT検討部会または本報告書に関わる協力会社に帰属するものです。したがって、無断での使用・転載・改編を禁じます。

第2次ICT検討部会

部会長 塚本 昌紀
副部会長 友田 宗也
委員 北橋 節男
西 智
大矢 徹
脇 礼子
堺 英明
吉田 淳基
阿部すみえ
土屋 俊則
酒井 信孝

目次

第Ⅰ章 第2次ICT検討部会とは	3
1. 第2次ICT検討部会の設置経緯	4
2. 第2次ICT検討部会の概要	4
(1) 設置	4
(2) 調査及び検討事項	4
(3) 構成	4
(4) 部会長等	5
(5) 会議等	5
(6) 報告	5
(7) 設置期間	5
(8) その他	5
第Ⅱ章 会議の開催状況	6
1. これまでの検討経過	7
2. 第2次ICT検討部会の開催状況及び協議概要の一覧	7
3. 藤沢市議会改革検討会への報告状況一覧	8
4. 議事概要の報告	8
第Ⅲ章 導入と運用	19
1. タブレット端末の導入について	20
2. 導入に伴う財源について	20
3. 運用における協議事項について	20
(1) 紙資料の取り扱いについて	20
(2) その他運用に関わる協議事項について	21
4. 文書共有システムの導入について	21
5. 事業予算について	21
(1) 文書共有システム使用料	22
(2) タブレット通信料	22
6. 議場等の設備について	22
(1) 藤沢市役所新館における議場等（委員会室を含む）の設備について	22
(2) 新庁舎における新たな議場等（委員会室を含む）の設備について	22
(3) 新たな議場等（委員会室を含む）の設備における事業予算について	23
7. ICTを活用した議会運営における市の取り組み状況について	23
第Ⅳ章 規約等	24
1. 規約等についての概要	25
(1) 藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準	26
(2) 端末機使用申請書及び承諾書（様式第1号（第5条関係））	29
(3) 端末機の使用及び設定に関する（申請・報告）書（様式第2号（第8条関係））	30
(4) 情報機器使用申請書及び承諾書（様式第3号（第15条関係））	31
(5) 藤沢市議会における端末機の使用範囲について	32

第Ⅴ章 契約の結果	33
1. 契約の結果について	34
(1) タブレット端末の見積もり合わせの結果について	34
(2) 文書共有システムの公募型プロポーザルの結果について	34
第Ⅵ章 まとめ	35
1. 今後の検討事項及び申し送り事項	36
(1) 再導入の時期について	36
(2) 業者選定の在り方について	36
(3) タブレット端末等について	36
(4) 傍聴規則第6条について	37
(5) 市との運用方法の違いについて	37
2. あとがき	38

第 1 章 第2次ICT検討部会とは

1. 第2次ICT検討部会の設置経緯

藤沢市議会改革検討会の任意組織として、平成27年10月9日に第1次ICT検討部会が設置された。第1次ICT検討部会では、平成27年10月9日から平成28年2月17日の期間においてICTを活用した議会運営についての多角的な検証と調査が行われ、第1次ICT検討部会として第1次報告書が取りまとめられ、議会改革検討会に報告された。

平成28年2月19日に、議会改革検討会において第1次報告書の確認及び承認が行われ、平成29年5月にタブレット端末を導入することを議会運営委員会に申し送りすることが決定した。

これを受け、議会運営委員会において、第1次報告書の承認並びにタブレット端末を活用した議会運営の導入が全会一致で決定している。

なお、第1次ICT検討部会の任期は“議会での一定の方向性が示されるまでの期間”であることから、議会運営委員会によるタブレット端末を活用した議会運営の導入決定の時点において任期満了となり、平成28年3月10日をもって第1次ICT検討部会は解散となった。

第1次報告書では、ICTを活用した議会運営の導入決定後に考慮すべき諸課題については、然る可き会議体において協議を行う必要性が示されていることから、引き続き、ICTを活用した議会運営の諸課題について協議を行う会議体として、平成28年6月24日に開催された議会改革検討会において、議会改革検討会の任意組織である第2次ICT検討部会の設置が決定された。

2. 第2次ICT検討部会の概要

(1) 設置

藤沢市議会におけるICTの活用による情報の共有化、業務の効率化及び議会運営の円滑化を図ることについて調査及び検討するため、議会改革検討会のもとに、第2次ICT検討部会を設置する。

(2) 調査及び検討事項

第2次ICT検討部会は、次の事項について調査及び検討する。

- ①ICTの活用による議会関連の情報の共有化、文書管理の効率化及び議会運営の円滑化に関する事項
- ②タブレット端末の導入に関する事項
- ③その他議会改革検討会及び第2次ICT検討部会が必要とする事項

(3) 構成

部会は、原則として、議会改革検討会委員のうちから各会派1人以上を選出し、構成する。ただし、検討会委員以外の議員の選出を妨げないこととし、以下の者が、部会長、副部会長、委員に選任された。（委員名 順不同）

部会長	塚本 昌紀（藤沢市公明党）
副部会長	友田 宗也（無所属クラブ）
委員	北橋 節男（市民クラブ藤沢）
	西 智（市民クラブ藤沢）
	大矢 徹（民主クラブ）

脇 礼子（民主クラブ）
堺 英明（ふじさわ湘風会）*1
宮戸 光（自民党藤沢）*1*2
阿部すみえ（藤沢市公明党）
土屋 俊則（日本共産党藤沢市議会議員団）
酒井 信孝（市民派クラブ）
吉田 淳基（ふじさわ湘風会）*1*3

*1 平成29年3月31日まで「ふじさわ新政会」に所属

*2 平成29年4月10日付けで辞任

*3 平成29年4月11日付けで就任

(4) 部会長等

- ①第2次ICT検討部会に、部会長及び副部会長1人を置く。（氏名は上記記載のとおり）
- ②部会長及び副部会長は、部会において互選する。
- ③部会長は、会議を招集し、その議事を進行する。
- ④部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が部会長の職務を行う。

(5) 会議等

第2次ICT検討部会は、調査及び検討事項に関して関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

会議は議会事務局も同席の上、会議の記録については客観性を担保するため、議会事務局により議事概要を作成することとする。

会議は自由闊達な議論を確保し、不規則な開催に対応すべく、原則として非公開とする。

なお、議員のオブザーバー出席を認める他、市民に対しては、議会改革検討会への報告及び本報告書の公開をもって会議内容の報告とする。

(6) 報告

部会長は、調査及び検討結果等について適宜、議会改革検討会に報告する。

(7) 設置期間

設置の日から、平成29年5月31日までとする。

(8) その他

これに定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って決定する。

第Ⅱ章 会議の開催状況

1. これまでの検討経過

- 平成27年5月 議長選挙にあたり開催された所信表明会において、ICTの導入による議会運営を進めたい趣旨の演説を行った佐藤議長が就任する。
- 6月 議長の諮問により設置された議会改革検討会において、議会運営におけるペーパーレス化についての協議検討がなされる。
- 8月 議会改革検討会の任意組織としてICTを導入した議会運営について調査検討を行うことを目的に第1次ICT検討部会が設置される。その後、10回に及ぶ協議が重ねられる。
- 平成28年2月 議会改革検討会において、第1次ICT検討部会から提出されたタブレット端末の導入等についての第1次報告書が全会一致で承認される。
- 3月 議会運営委員会において、第1次報告書が全会一致で承認され、平成29年5月より文書共有システム及びタブレット端末の導入を行うことを全会一致で決定した。

2. 第2次ICT検討部会の開催状況及び協議概要の一覧

(平成28年6月24日～平成29年4月26日)

回	開催日	協議概要等
第1回	平成28年 6月24日	1. 部会長及び副部会長の互選について 2. 今後の進め方について
第2回	7月11日	1. ICTを活用した議会運営について (1) 検討課題について（第1次報告書について、一部黒塗り及び修正報告）
第3回	8月25日	1. ICTを活用した議会運営について (1) 検討課題について（仕様書（案）、導入財源、システムの運用、規定等（素案）について）
第4回	9月13日	1. ICTを活用した議会運営について (1) 検討課題について（仕様書（案）について、規定等について、会議中におけるタブレット端末の使用に関する新聞報道について）
第5回	12月13日	1. ICTを活用した議会運営について (1) 検討課題について（規定等について、パスワードの取り扱いについて、紙の併用期間について、講習会について）
第6回	平成29年 1月30日	1. ICTを活用した議会運営について (1) 市の取り組み状況について (2) 検討課題について（システム・端末の選定について、スケジュール（案）について、規定等について）
第7回	2月28日	1. ICTを活用した議会運営について (1) 検討課題について（タブレット端末見積もり合わせについて、文書共有システムのプロポーザルについて）
第8回	4月26日	1. ICTを活用した議会運営について (1) 第2次報告書（案）について

3. 藤沢市議会改革検討会への報告状況一覧

■ 第3回 (平成 28 年 8 月 25日)議会改革検討会

第2次ICT検討部会から、議場等(委員会室を含む)の設備について、システム・端末について、導入に伴う財源について報告を行い、議会改革検討会において全委員了承。
また、この件については、議会運営委員会へ報告され確認された。

■ 第4回 (平成 28 年 9 月 13日)議会改革検討会

第2次ICT検討部会から、タブレット端末賃貸借仕様書(案)及び文書共有システム仕様書(案)について報告を行い、議会改革検討会において全委員了承。
また、この件については、議会運営委員会へ報告され確認された。

■ 第8回 (平成 29 年 1 月 30日)議会改革検討会

第2次ICT検討部会から、文書共有システムの選定方法、タブレット端末の仕様書並びに文書共有システム及びタブレット型端末運用基準(案)の修正について報告を行い、議会改革検討会において全委員了承。
また、この件については、議会運営委員会へ申し送りされ確認された。

■ 第9回 (平成 29 年 2 月 28日) 議会改革検討会

第2次ICT検討部会から、全国的に iPad の在庫が枯渇している状況のため、タブレット端末の見積もり合わせが不調になったことから、端末の導入時期を延期することとし、文書共有システムのプロポーザルについては、一旦中止すべきとの申し送りがなされた。
また、議会改革検討会としても、今後のタブレットの在庫及び市場の状況を見極め、然る可き時にタブレットの見積もり合わせ及びシステムのプロポーザルを行うことについて全委員了承し、議会運営委員会へ申し送りされ確認された。

■ 第10回 (平成 29 年 4 月 26 日) 議会改革検討会

第2次ICT検討部会から、「第2次報告書」の報告があり、全委員了承。
また、この件については議会運営委員会へ申し送りされ、確認されることとなった。

4. 議事概要の報告

第2次ICT検討部会における会議内容については、議会事務局により記録を行い議事概要を作成した。

なお、協議された内容については、次回開催時の第2次ICT検討部会で確認を行い、記録の正確性を担保している。

また、市民に対しては、議会改革検討会への報告及び本報告書の議事概要の公開をもって、第2次ICT検討部会における会議内容の報告とする。

議事概要については、次項以降(9頁～18頁)に記載のとおりである。

(第1回) 第2次ICT検討部会 議事概要

日時 平成28年6月24日(金) 午後2時50分 開会
場所 新館7階第1会議室
出席者 部会長 塚本昌紀
副部会長 友田宗也
委員 土屋俊則 北橋節男
大矢徹 酒井信孝
西智 脇礼子
堺英明 阿部すみえ
宮戸光
事務局 佐川議会事務局長、寺田議事課長、田口議事課主幹、
石田議事課課長補佐、浅上議事課上級主査、羽鳥議事課書記、
和田議事課書記

内容

1 部会長及び副部会長の互選について

部会長には塚本委員、副部会長には友田委員が選出された。

2 今後の進め方について

(1) タブレット端末について

- ・ Wi-Fi+Cellularモデルとし格安SIMフリーは使用しない。
- ・ 端末の使用者は市職員と議員とする。
- ・ 議員の入れ替わり時は新たな議員が使用する。
- ・ 市職員が使用するタブレット関係費用は全額公費負担とする。
- ・ システム管理上必要なMDM(情報システム管理ソフト)を導入する。
- ・ 「iPad Air2」または「iPad Pro」を基本とし、新機種等についても今後協議し判断する。
- ・ 契約においては、端末の仕様書を決めた上での入札とする。

(2) 文書共有システムについて

- ・ 仕様書の内容及び契約の手法等について、今後協議を行う。

(3) その他

- ・ 議場におけるWi-Fi環境等の整備、タブレット導入における財源、システムの運用方法、規定の整備についての課題を今後協議することを確認した。

3 その他

(1) 今後の予定

日時 7月11日(月) 午後3時30分

(第2回) 第2次ICT検討部会 議事概要

日時 平成28年7月11日(月) 午後3時30分 開会
場所 新館7階第1会議室
出席者 部会長 塚本昌紀
副部会長 友田宗也
委員 土屋俊則 北橋節男
大矢徹 酒井信孝
西智 脇礼子
堺英明 阿部すみえ
宮戸光
事務局 土居議会事務局参事、寺田議事課長、田口議事課主幹、
石田議事課課長補佐、浅上議事課上級主査、羽鳥議事課書記、
和田議事課書記

内 容

1 ICTを活用した議会運営について

(1) 検討課題について

①議場等(委員会室を含む)の設備について

- ・現議場等におけるWi-Fi環境は整備せず、Wi-Fi+Cellularモデルとする。また、新庁舎においては、Wi-Fi環境を整備し、運用していくこととする。
- ・新議場等における電源の整備については、議場においては各議席にコンセントを設置し、委員会室においてもOAフロア(床)等にコンセントの設置を依頼する。
- ・新議場において大型モニターの設置を依頼する。
- ・現議場における電源工事は行わないこととする。

②システム・端末について

- ・タブレット端末のOSについては、セキュリティ、視認性、操作性、堅牢性等の点において優れているiOSを選択することとする。
- ・契約方法は、経費等を比較し、賃貸借契約とする。
- ・端末の導入台数は計44台(議員36台、事務局8台(予備機を含む))とする。

③導入に伴う財源について

- ・公費と政務活動費の按分とするか各派に持ち帰り、今後協議する。

④システムの運用について

- ・今後協議する。

⑤規定等について

- ・今後協議する。

2 その他

(1) その他

- ・第1次報告書について、一部黒塗り及び修正を行うこととする。

(2) 今後の予定

日時 8月25日(木) 各派代表者会議終了後

(第3回) 第2次ICT検討部会 議事概要

日 時 平成28年8月25日(木) 午後1時10分 開会

場 所 新館7階第1会議室

出席者 部会長 塚本昌紀
副部会長 友田宗也
委員 土屋俊則 北橋節男
大矢徹 酒井信孝
西智 脇礼子
堺英明 阿部すみえ
宮戸光

事務局 佐川議会事務局長、土居議会事務局参事、山口総務課上級主査、寺田議事課長、田口議事課主幹、石田議事課課長補佐、浅上議事課上級主査、羽鳥議事課書記、和田議事課書記

内 容

1 ICTを活用した議会運営について

(1) 検討課題について

①タブレット端末・文書共有システムについて

・タブレット端末賃貸借仕様書(案)及び文書共有システム仕様書(案)について、各会派に持ち帰り、次回の第2次ICT検討部会で協議する。

②導入に伴う財源について

・タブレット端末の財源について、政務活動費により請求額の20%を支出することとし、端数は100円単位で切り上げることとする。(8月29日の議会運営委員会で確認済)

③システムの運用について

・資料のペーパーレス化の範囲については、基本的に全ての資料とするが、紙資料との併用期間における検証を踏まえて協議する。

・資料のシステム内保存期間については、当面の間は規定を設けず、運用する中で検討していく。

・タブレット内の資料の印刷については、基本的に印刷可とし、紙資料との併用期間における検証を踏まえて協議する。

・紙資料の併用については、当面の間は全ての資料について紙との併用とする。

④規定等について

・藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準(素案)、藤沢市議会における貸与端末機の使用範囲について(素案)について、各会派に持ち帰り、次回の第2次ICT検討部会で協議する。

2 その他

(1) その他

特になし

(2) 今後の予定

日時 9月13日(火) 午後1時10分

(第4回) 第2次ICT検討部会 議事概要

日時 平成28年9月13日(火) 午後1時10分 開会
場所 新館7階第1会議室
出席者 部会長 塚本昌紀
副部会長 友田宗也
委員 土屋俊則 北橋節男
大矢徹 酒井信孝
西智 脇礼子
堺英明 宮戸光
事務局 佐川議会事務局長、土居議会事務局参事、山口総務課上級主査、寺田
議事課長、田口議事課主幹、石田議事課課長補佐、浅上議事課上級
主査、羽鳥議事課書記、和田議事課書記

内容

1 ICTを活用した議会運営について

(1) 検討課題について

①タブレット端末及び文書共有システムの仕様書(案)について

・タブレット端末賃貸借仕様書(案)及び文書共有システム仕様書(案)について、全委員了承。今後、議会改革検討会に報告した上で、議会運営委員会に報告する。(9月15日の議会運営委員会で確認済)

②規定等について

・藤沢市文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準(素案)及び藤沢市における端末機の使用範囲について(素案)について、法制担当に確認を行い文言を変更した内容を報告した。

また、運用基準に関する協議として、

●第2条(4)の「情報機器」の定義にスマートフォンは含まれるかという質問があり、スマートフォンは情報機器に含まれることとして、申請すれば議場内に持ち込み、使用することができるという意見があった。この件については、条文中の「タブレット型端末機等」の「等」の字句の取り扱いについて、今後協議する。

●第4条第2項中、システムのパスワードに関する記載があるが、端末のパスワードに関して運用基準に記載をする必要があるかどうか検討が必要との意見があった。参考として、様式第2号の申請書において、ロック番号の変更については申請を行うこととなっている。

○第8条(1)中、「周辺機器」については、キーボード等とし、タッチペンは含まれないこととなった。

○第8条(2)中、「新たなソフトウェアのインストール、既存ソフトウェアの削除及び改版(バージョンアップ)」については、第6条で記載する「議会の品位を重んじた良識ある使用をし、善良な管理者として適切に管理するものとする」考えを適用することについての意見があったが、システムの不具合等を防ぐため、その都度申請とすることとなった。

次に、使用範囲に関する協議として、

○「5 合理的配慮における使用」については、音声読み上げソフトの使用等において音声を発することがあるが、運用基準の第9条(1)で音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為を行うことは禁止されているが、ただし書きにおいて議長又は会議の長

が認めたときはこの限りではないとしており、使用は可能である。しかし、傍聴規則第6条（7）における「携帯電話、パソコン等情報通信機器は、電源を切ること。」とする規定について議会運営委員会での協議が必要となる。

これらの協議内容について、今後、必要に応じて検討することとなった。

2 その他

(1) その他

町田市議会において会議中におけるタブレットの使用に関する情報公開請求の新聞報道があった。本市議会においては、運用基準及び端末機の使用範囲を遵守することを確認し、会議中の資料閲覧等は議員各自の責任で行うことを確認した。

(2) 今後の予定

次回の会議は必要に応じて開催することとなった。

(第5回) 第2次ICT検討部会 議事概要

日 時 平成28年12月13日(火) 午前11時20分 開会

場 所 新館7階第1会議室

出席者 部会長 塚本昌紀

副部会長 友田宗也

委員 土屋俊則 北橋節男

大矢徹 酒井信孝

西智 脇礼子

堺英明 阿部すみえ

宮戸光

事務局 佐川議会事務局長、土居議会事務局参事、山口総務課上級主査、寺田議事課長、田口議事課主幹、石田議事課課長補佐、浅上議事課上級主査、羽鳥議事課書記、和田議事課書記

内 容

1 ICTを活用した議会運営について

(1) 検討課題について

①規定等について

・藤沢市文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準(素案)について

○第2条(4)の「情報機器」の定義において、「携帯電話及びスマートフォンは除く」ととし、記載する文言については法制担当に確認を行う。

○端末のパスワードに関しては、各自設定した上で、各々の責任において管理を行うこととし、記載する文言については法制担当に確認を行う。

○紙と併用する当面の間については、市の試行期間と同様に1年間とし、試行期間においてしかるべき会議体で改めて協議することとなった。

○講習会については、システム及びタブレット端末の操作研修会及び模擬本会議等を開催することを確認した。

2 その他

(1) その他

(2) 今後の予定

次回の会議は、適宜開催することとなった。

(第6回) 第2次ICT検討部会 議事概要

日時 平成29年1月30日(月) 午後1時30分 開会
場所 新館7階第1会議室
出席者 部会長 塚本昌紀
副部会長 友田宗也
委員 土屋俊則 北橋節男
大矢徹 酒井信孝
西智 脇礼子
堺英明 阿部すみえ
宮戸光
理事者 福田IT推進課専任主幹
事務局 佐川議会事務局長、土居議会事務局参事、山口総務課上級主査、寺田
議事課長、田口議事課主幹、石田議事課課長補佐、浅上議事課上級
主査、羽鳥議事課書記、和田議事課書記

内容

1 ICTを活用した議会運営について

(1) 市の取り組み状況について

- ・市においても資料等のペーパーレス化を図るため、タブレット端末の導入を行うことを決定した。また、庁外での使用予定がないことや政策会議等での活用を図ることを想定していることから、庁内にサーバーを設置するオンプレミス方式により、本会議の出席者を中心に端末30台を導入することとなった。その際、システムについては、今後の議会等での検証を行うことなどを考慮し、議会で導入するシステムと同様のシステムを導入することとなった。
- ・議会はクラウドを使用し、市は独自サーバーを使用することとなった場合は、それぞれのデータ保管場所が異なることから、同期機能を使用することができないが、運用面において解決できる課題もあるので、今後共同で検討を行っていく。
- ・市における試行については、オンプレミス方式のみでなく、クラウド方式を使用した検証の実施について要望することを第2次ICT検討部会の報告書に記載する。

(2) 検討課題について

①システム・端末について

・文書共有システムの選定について

- 市と共同でシステムの選定を行うこととし、契約事務としてはプロポーザル方式とすることを確認し、議会改革検討会に報告した上で、議会運営委員会に報告する。(2月13日の議会運営委員会で確認済)

○スケジュール(案)

- 2月13日 実施要領の公表・公布
- 22日 参加表明書の提出期限
- 22日 質問書の提出期限(参加表明業者→市)
- 27日 質問書の回答期限(市→参加表明業者)
- 27日 参加資格確認結果通知
- 3月10日 提案書の提出期限
- 14日 質問書の送付期限(市→参加表明業者)
- 21日 プレゼンテーション及びヒアリング

24日 選定結果の通知

○システムの評価については、議会事務局職員と市の職員約10名で選考を行う。

・タブレット端末の仕様書について

○適切な予算執行の観点から、当初は「賃貸借契約」としていたものを「電気通信役務の提供」を主とした契約へと変更することとし、議会改革検討会に報告した上で、議会運営委員会に報告する。（2月13日の議会運営委員会で確認済）

②規定等について

・文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準（素案）について

○前回の第2次ICT検討部会で修正された事項について文言の確認を行った。また、この運用基準及び端末機の使用範囲について、議会改革検討会に報告した上で、議会運営委員会に報告する。（2月13日の議会運営委員会で確認済）

2 その他

(1) その他

(2) 今後の予定

次回の会議は、2月28日（火）議会運営委員会終了後（議会運営委員会が開催されない場合は時間を繰り上げる）に開催することとなった。

(第7回) 第2次ICT検討部会 議事概要

日 時 平成29年2月28日(火) 午前9時30分 開会

場 所 新館7階第1会議室

出席者 部会長 塚本昌紀

副部会長 友田宗也

委員 土屋俊則 北橋節男

大矢徹 酒井信孝

西智 脇礼子

堺英明 阿部すみえ

宮戸光

事務局 佐川議会事務局長、土居議会事務局参事、山口総務課上級主査、寺田議事課長、田口議事課主幹、石田議事課課長補佐、浅上議事課上級主査、羽鳥議事課書記、和田議事課書記

内 容

1 ICTを活用した議会運営について

(1) 検討課題について

①タブレット端末及び文書共有システムについて

・タブレット端末については全国的にiPadの在庫が枯渇している状況のため、タブレット端末の見積り合わせが不調になったことから、端末の導入時期を延期することとし、また、文書共有システムのプロポーザルについては一旦中止すべきとの申し送りがなされた。

また、議会改革検討会としても、今後、タブレットの在庫及び市場の状況を見極め、然る可き時にタブレットの見積り合わせ及びシステムのプロポーザルを行うこととして、議会改革検討会へ申し送ることが確認された。

・契約等について再度検討する際には、タブレットも含めてプロポーザルを行うこと、またアップルペンシルやカバーも含めた導入について検討することを次期の会議体に申し送ることを確認した。

2 その他

(1) その他

(2) 今後の予定

次回の会議は、適宜開催することとなった。

(第8回) 第2次ICT検討部会 議事概要

日 時 平成29年4月26日(水) 午前10時10分 開会

場 所 新館7階第1会議室

出席者 部会長 塚本昌紀

副部会長 友田宗也

委員 土屋俊則 北橋節男

大矢徹 酒井信孝

西智 脇礼子

堺英明 阿部すみえ

吉田淳基

事務局 土居議会事務局長、室伏議会事務局参事、山口総務課課長補佐、田口議事課長、浅上議事課課長補佐、高橋議事課課長補佐、榮議事課上級主査、羽鳥議事課書記、和田議事課書記

内 容

1 ICTを活用した議会運営について

(1) 第2次報告書(案)について

- ・報告書(案)の内容について友田副部会長より説明があり、部会委員により確認がされた。また、議会改革検討会に報告書を提出することが確認された。

第Ⅲ章 導入と運用

1. タブレット端末の導入について

導入するタブレット端末のOSについては、第1次報告書及び添付資料①～④を参考に協議した結果、セキュリティ、視認性、操作性、堅牢性等の点において優れているiOSを選択することとし、機種についてはiPad Pro 128GB 12.9インチ Wi-Fi+Cellularモデル（シルバー）とし、SIMフリー機種は使用しないことが決定した。

また、タブレット端末にはMDMサービスを付加し、設定を完了させた状態で納入することとした。

通信については、データ通信サービスは定額プランとし、毎月のデータ通信量が1台7GBを超えるまでは速度制限無しで提供できることとした。

端末機の導入台数については、議会事務局との協議の上、計44台（議員36台、議会事務局8台（予備機2台を含む））と決定した。

契約については、地方自治法第234条の3における電気通信役務の提供に基づく長期継続契約（平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間）とし、予算費目は通信運搬費電信電話料となった。

通信運搬費電信電話料の契約については、入札ではなく、見積もり合わせによるものとされているため、ソフトバンク・KDDI・ドコモの大手通信事業者3社に対して、平成29年2月13日に文書決裁、指名通知の後、2月20日に見積もり合わせを実施・業者内定のスケジュールで業者決定することが確認された。

タブレット端末の見積もり合わせを行うための仕様については、添付資料⑤「藤沢市議会タブレット端末通信回線提供業務仕様書」を添付し報告とする。

なお、見積もり合わせ結果については、第V章 契約の結果（33頁～34頁）に記載したとおりである。

2. 導入に伴う財源について

タブレット端末の使用に伴う財源（費用負担）は、タブレット端末による議会運営を導入している先進自治体に対するこれまでの調査の結果、全額公費負担から一部の自費負担まで、各議会で異なる様々な費用負担方法により運用が行われている状況にある。

第2次ICT検討部会では、議会での使用のみならず、政務活動においても使用を目的とするため、政務活動費により請求額の20%（端数は100円単位で切り上げ）を支出することとし、平成28年8月29日の議会運営員会で確認がされた。

3. 運用における協議事項について

(1) 紙資料の取り扱いについて

第1次報告書を踏まえたペーパーレス議会運営の目的を達成するためには、議会資料のペーパーレス化の範囲については、基本的に全ての資料とするが、紙資料の併用については、当面の間（*1）は全ての資料について紙との併用により運用することとした。

また、タブレット内の資料データの印刷については、基本的に印刷可とするが、こうした運用面における課題は、試行期間（*2）における検証を踏まえ、然る可き会議体において改めて協議をすることとした。

（*1） 12月13日開催の第2次ICT検討部会において、当面の間を市の試行期間と同様に1年間とすることが確認されている。

（*2） 試行期間は市の試行期間と同様に導入から1年間とすることが第2次ICT検討部会で確認されている。

(2) その他運用に関わる協議事項について

その他、タブレット端末及び文書共有システムに関する運用における協議事項については、第IV章「規約等」における「(1) 藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準」及び「(5) 藤沢市議会における端末機の使用範囲について」に記載のとおりに決定している。

4. 文書共有システムの導入について

第1次報告書が議会運営委員会において確認されていることを踏まえて、第1次報告書に記載の文書共有システムとしての機能要件を満たすものを基とした仕様書を作成し、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うことが確認された。

文書共有システムの仕様については添付資料⑥「藤沢市議会 文書共有システム仕様書」を添付し報告とする。

また、市と共同で文書共有システムの業者選定を行うこととし、プロポーザルにおけるスケジュールについては以下記載の日程で行うこととなった。

システムの評価については、(1) 機能要件等適合点 (2) 価格点 (3) 評価委員評価点の観点から審査を行い、議会事務局職員と市の職員約10名程度で選考を行い、システムの提供者として優先交渉を行う者を選定することが確認された。

これら決定事項については、2月13日開催の議会運営委員会において報告と確認がされた。

なお、プロポーザル結果については、第V章 契約の結果(33頁～34頁)に記載のとおりである。

文書共有システム公募型プロポーザルにおけるスケジュール

平成29年2月13日	実施要領の公表・公布
2月22日	参加表明書の提出期限
2月22日	質問書の提出期限(参加表明業者から市)
2月27日	質問書の回答期限(市から参加表明業者)
2月27日	参加資格確認結果通知
3月10日	提案書の提出期限
3月14日	質問書の送付期限(市から参加表明業者)
3月21日	プレゼンテーション及びヒアリング
3月24日	選定結果の通知

5. 事業予算について

予算を要求するにあたり、大手通信事業者3社の見積もり比較表(添付資料⑦)及び文書共有システム事業者からの見積もり等を参考に、予算要求に必要な事項を示した仕様書を作成し、議会改革検討会に申し送りを行い確認された。

また、この件は議会運営委員会においても承認された。その後、議会事務局にて予算要求を行い、平成29年度議会編成予算として4,155千円が計上された。

なお、予算額の概要は次頁に記載のとおりである。

(1) 文書共有システム使用料 388千円

項目	ID数	クラウド容量	期間	金額
文書共有システム使用料	42	10GB	12月	387,374円

(2) タブレット通信料 3,767千円

項目	数量	単価	月額	月額（税込）	年額
タブレット通信機器 (iPadPro12.9インチ)	44台	6,605円/台	290,620円	313,869円	3,766,428円

6. 議場等の設備について

文書共有システム及びタブレット端末を使用した議会運営を効率的に実施するにあたり、新庁舎議会フロア検討会による決定事項を踏まえながら、議場及び委員会室における設備の検討の必要性について第1次報告書において記載があったことから、第2次ICT検討部会による協議の後、議会改革検討会及び議会運営委員会により承認された後、市に依頼がされ、それに伴う予算が可決された。

以下（1）（2）（3）に決定事項について記述する。

(1) 藤沢市役所新館における議場等（委員会室を含む）の設備について

- ①議場・第1会議室においては、現状のままでタブレット端末を使用した議会運営を行うことが決定した。

(2) 新庁舎における新たな議場等（委員会室を含む）の設備について

- ①セルラー通信の不具合等の発生時や回線速度制限下においても、安定したアクセス環境の整備を確保した議会運営を行うため、Wi-Fi環境の整備を行い運用していくこととする。
- ②タブレット端末の電源供給の必要性から、新たな議場における電源の整備として、各議席にコンセントの設置をすることについて市に依頼する。
- ③タブレット端末の電源供給の必要性から、新たな委員会室における電源の整備として、OAフロア（床）等にコンセントの設置をすることについて市に依頼する。
- ④会議資料の表示等を可能とするため、新たな議場に大型モニターの設置をすることについて市に依頼する。

(3) 新たな議場等（委員会室を含む）の設備における事業予算について

新庁舎の機能拡充に伴う計画変更及び追加工事等において、市議会タブレット端末導入のためのWi-Fi環境整備が計画に盛り込まれ、平成29年1月30日開催の藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会に報告された。

なお、大型モニター等においては新庁舎議会フロア検討会による決定事項であり、第2次ICT検討部会の協議以前に計画として盛り込まれているため、新庁舎の機能拡充に伴う計画変更及び追加工事等は発生していない。予算概要は以下に記述のとおりである。

項目	予算額
市議会タブレット端末導入のためのWi-Fi環境整備	約4,000,000円

7. ICTを活用した議会運営における市の取り組み状況について

タブレット端末及び文書共有システムの導入については、第1次報告書において、議会だけでなく行政も一体となって取り組んでいくことが重要であると報告されている。

また、議会におけるタブレット端末及び文書共有システムの導入については、議会運営委員会で全会一致の承認の後、平成28年5月11日に藤沢市議会議長より藤沢市長に対し「ICTを活用した議会運営等についてのご協力について（依頼）」（添付資料⑧）が提出され、同年5月30日に藤沢市長より藤沢市議会議長に対し「ICTを活用した議会運営等についてのご協力について（回答）」（添付資料⑨）があった。

この回答書の中において、議会運営委員会での決定を尊重し、市議会と行政が一体となって検討を進めてまいりたい旨の回答を得ている。

なお、市においては平成29年5月からタブレット端末の導入を試行的に行うこととなったが、庁外での使用予定がないことや政策会議等での活用を図ることを想定していることから、十分にセキュリティ配慮をすべく庁内の閉じたネットワーク環境下でシステム構築ができるオンプレミス方式による運用を行い、本会議の出席者を中心にタブレット端末機種としてiPadAir2を30台導入することを決定している。

文書共有システムについては、当初は、市は独自にシステムの選定を行うこととしていたが、平成29年に入り、市は議会と同様のシステムを導入する方向性を決定した。

このことから、プロポーザルによる業者選定を共同で行い、システムの要件や運用方法等の課題を共有し、議会等での検証を行うことを考慮し、議会と同様の文書共有システムを導入する運びとなった。

一方で、議会においてはクラウドサーバーにより文書共有システムの運用を行うことが決定している。

このため、市と議会の資料等のデータ保管場所が異なることなどにより、文書共有システムにおいて同期機能等が使えないなどの機能面や汎用性が損なわれる課題、データアップロードの重複等の職員の労務効率化の課題、議会運営における効率化及び円滑化の課題等が発生することが想定されることとなった。

こうした課題については、今後、市及び議会の共同で検討を行なっていくことが、市と議会の双方により確認された。

第IV章 規約等

1. 規約等についての概要

文書共有システム及びタブレット端末を導入した議会運営を行うにあたり、円滑な議会運営を進行する上で必要と思われる規約等について第2次ICT検討部会で協議を行なった結果、以下（1）から（5）に記載した規約等を策定し、議会改革検討会に報告をした。

（1） 藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準

議員及び議会事務局職員が議長より貸与されたタブレット端末や申請により議長から許可を得たタブレット端末及び文書共有システムに関して使用又は管理する上で遵守しなければならない規定を定めている。

（2） 端末機使用申請書及び承諾書（様式第1号（第5条関係））

議長からタブレット端末の貸与を受ける際に、議員が提出しなければならない申請書類となっている。

（3） 端末機の使用及び設定に関する（申請・報告）書（様式第2号（第8条関係））

貸与されたタブレット端末において、OSのバージョンアップやソフトウェアのダウンロードやデバイス（周辺機器）の追加等を行う際に、議員が提出をしなければならない申請書類となっている。

（4） 情報機器使用申請書及び承諾書（様式第3号（第15条関係））

議長より貸与された端末以外のタブレット端末等を使用する際に、議員が提出しなければならない申請書類となっている。

（5） 藤沢市議会における端末機の使用範囲について

藤沢市議会基本条例に定める基本的事項に則した使用を原則に、議会におけるタブレット端末の使用を認める範囲について定めている。

これら（1）から（5）に定められている規約等については、平成29年4月1日に施行することが議会改革検討会で決定され、議会運営委員会において確認がされた。

なお、各規約等の詳細及び書式については、以降（26頁～32頁）に記載のとおりである。

藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準

(目的)

第1条 この基準は、藤沢市議会（以下「議会」という。）及びその他の政務活動における文書共有システム及び端末機の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議場での会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、広報広聴委員会、各派代表者会議、議員全員協議会、議案説明会、各派交渉会、議員研修会等の会議及び議長が認める会議をいう。
- (2) 文書共有システム 主に会議資料等のデータを閲覧するために使用するソフトウェア及びサーバを一体化させたシステムのことをいう。
- (3) 端末機 文書共有システムを使用するために藤沢市議会議員（以下「議員」という。）及び藤沢市議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）並びに会議の長が許可した者（以下これらを「許可者」という。）に貸与されたタブレット型端末機のことをいう。
- (4) 情報機器 議長より貸与された端末機並びにスマートフォン及び携帯電話端末以外の、パーソナルコンピュータ、タブレット型端末機等をいう。
- (5) ソフトウェア 端末機上で稼働するプログラム等をいう。
- (6) サーバ 主として端末機の操作によって生じる各種サービス要求を処理するコンピュータをいう。
- (7) アカウント ネットワークやコンピュータ等にログインするための権利をいう。

(端末機の使用者)

第3条 端末機を使用することができる者は、使用者とする。

(文書共有システムの使用者)

第4条 文書共有システムは、原則として、アカウントを持つ議員及び事務局職員でなければ使用してはならない。

- 2 文書共有システムを使用するときは、議員又は事務局職員は、パスワードを入力するものとし、パスワードの管理は、適正に行わなければならない。
- 3 許可者は、当該会議に関する公開資料の閲覧に限って、文書共有システムを利用できるものとする。

(端末機の貸与)

第5条 議長は、会議及び政務活動に使用するため、議員に端末機を貸与し、貸与を受ける議員は端末機使用申請書及び承諾書（様式第1号）を議長に提出するものとする。

- 2 端末機は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 端末機の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。

(端末機の取扱い)

第6条 使用者は、端末機を使用する場合、議会の品位を重んじた良識ある使用をし、善良な管理者として適切に管理するものとする。

- 2 使用者は、端末機を紛失し、又は破損した場合は速やかに議長に届け出るものとし、その理由が使用者の責めに帰すべきものであるときは、当該使用者においてその損害を弁償しなければならない。
- 3 使用者は、端末機にパスワードを設定するものとし、パスワードの管理は使用者の責任のもと適正に行い、個人情報保護に努めること。なお、使用者は、パスワードの不適切な管理、

マルウェア感染等により他者に被害又は損害が発生した場合に、その理由が使用者の責めに帰すべきものであるときは、その責任を負うものとする。

(端末機の使用制限)

第7条 使用者は、会議において端末機を使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。

2 端末機の使用範囲は、藤沢市議会端末機使用範囲の定めるところによる。

(端末機に関する禁止事項)

第8条 端末機の使用に関し、次に掲げる事項については、これを禁止するものとする。ただし、使用者が議長に端末機の使用及び設定に関する(申請・報告)書(様式第2号)により申請の上、許可された場合又は議長による指示があったときは、この限りではない。

(1) 端末機の改造、交換及び周辺機器の追加並びに動作環境の変更

(2) 新たなソフトウェアのインストール、既存ソフトウェアの削除及び改版(バージョンアップ)

(3) 端末機の性能、機能等を変更する行為

2 前項第2号の規定において、特段の事由がある場合、使用者は議長に端末機の使用及び設定に関する(申請・報告)書(様式第2号)により事後速やかに報告し、承認を求めることができるものとする。

(会議中の使用における禁止事項)

第9条 会議における端末機の使用に関し、次に掲げる事項については、これを禁止するものとする。ただし、議長又は会議の長が認めたときは、この限りではない。

(1) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為を行うこと。

(2) 当該会議の目的外の用途に使用すること。

(3) 審査及び審査中の情報を外部へ発信すること。

(4) 電子メールの送信、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)又は掲示板等への投稿を行うこと。

(5) 会議の録音、録画又は撮影すること。

(6) 他者の迷惑になる行為を行うこと。

(7) そのほか議長が定めたこと。

(違反行為に対する措置)

第10条 この基準の使用制限及び禁止事項に違反していることが確認された場合は、議長又は会議の長から注意を行う。なお、注意によって違反が改められないときは、議長又は会議の長は、端末機の使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項について遵守するものとする。

(1) 議員は、この基準に定めるもののほか、藤沢市議会基本条例を遵守した目的で使用し、会議及び政務活動以外の目的で使用しないこと。

(2) 情報の受発信は使用者の責任において行うものとする。

(3) データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。

(4) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに事情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講じるものとする。

(セキュリティ対策)

第12条 使用者は、市の情報及び文書共有システムの保全に関し、積極的に協力し誠実に対処しなければならない。

2 端末機及び文書共有システムの是正措置を講じる必要がある場合には、使用者は議長が指示する方法により速やかに対処しなければならない。

(各種通知, 届出, 書類の配布等)

第13条 使用者は, 文書共有システムにより使用者の間で各種通知, 届出及び書類の配布等を行うことができる。ただし, 書面によることが必要な場合は書面で通知及び届出し, 紙による書類の配布が必要なときは紙の書類を用いた会議ができるものとする。

2 前項で規定する文書共有システムによる各種通知及び届出並びに会議等は, 端末機, 通信回線, システム, サーバの不具合等が発生したときは復旧するまでの間, 書面により行うものとする。

(その他)

第14条 端末機, 文書共有システムの使用等に諸問題が生じた場合は, 議会運営委員会で協議するものとする。

(準用)

第15条 会議において, 出席者が, 情報機器を使用するときは, 情報機器使用申請書及び承諾書(様式第3号)を議長に提出し, あらかじめ議長の許可を得たうえで使用できるものとする。使用に関しては, 第9条から第11条までの規定を準用する。

(委任)

第16条 この基準で定めるもののほか, 基準の運用に必要な事項又は疑義については, 議会運営委員会で協議し, 必要に応じて市と調整するものとする。

附則

この基準は, 平成29年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

藤沢市議会議長 様

申請者及び承諾者
議員（氏名）： 印

端末機使用申請書及び承諾書

藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準（以下、運用基準という。）を遵守し、運用基準に記載されている事項に全て同意の上、下記のとおり端末機を使用したく申請します。万一、運用基準第6条による棄損が生じた場合は速やかに実費弁償します。
また、運用基準による端末機の返却について厳守することを承諾します。

記

1 使用端末機番号

No. _____

2 使用等の期日

受取期日：平成 年 月 日（ ）

返却期日：平成 年 月 日（ ）

3 契約による満了期日

平成 年 月 日

藤沢市議会議長 様

申請者及び承諾者
議員（氏名）： 印

端末機の使用及び設定に関する（申請・報告）書

藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準第8条の規定により、
次のとおり（申請・報告）します。

1. 端末機に関する禁止事項（第8条関係） 使用端末機番号：
<input type="checkbox"/> ：改造，交換及び周辺機器の追加，動作環境の変更（言語変更など） 行為内容：
<input type="checkbox"/> ：新たなソフトウェアのインストール， 既存ソフトウェアの削除及び改版（バージョンアップ） ソフト名：
<input type="checkbox"/> ：性能，機能等を変更する行為 行為内容：
2. 変更日（予定）：平成 年 月 日
3. 上記の理由（ <input type="checkbox"/> ：第8条2項の規定による事由）

報告する項目のに「」を入れる。

平成 年 月 日

端末機の使用及び設定に関する承認通知

様

承認年月日	平成 年 月 日
理由	運用基準（第8条）に基づく上記のことは，議会・委員会等の運営に <input type="checkbox"/> 支障がないことから，承認する。 <input type="checkbox"/> 支障があることから，承認しない。
承認者	藤沢市議会議長 印
備考	

様式第3号（第15条関係）

平成 年 月 日

藤沢市議会議長

様

申請者及び承諾者

議員（氏名）：

印

情報機器使用申請書及び承諾書

藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準（以下、運用基準という。）を遵守し、運用基準に記載されている事項に全て同意の上、運用基準第15条の規定により、下記のとおり申請します。

また、使用に関しては、第9条から第11条までの規定を厳守することを承諾します。

記

1 情報機器の種類

種 類： _____

機 種 名： _____

ソ フ ト： _____

1 会議における使用

端末機を使用できる会議

- ① 本会議
- ② 委員会
- ③ 議員全員協議会
- ④ 各派代表者会議
- ⑤ 議案説明会
- ⑥ 議員研修会
- ⑦ 各派交渉会
- ⑧ その他議長が使用を適当と認める会議

2 情報伝達における使用

- ① 議員と議会事務局間での情報及び各種連絡文書等の送受信
 - ア 会議等の開催及びお知らせなどの共有情報に係る連絡
 - イ 災害等の緊急時の連絡
 - ウ 上記以外の文書については、導入状況を検証し、検討を行う
- ② 会議に関する各種資料
 - ア 議事、議案に関する資料
 - イ 会議中又は、会議の前後に要求された資料
 - ウ その他会議に必要な資料

3 情報収集における使用

- ① 市ホームページからの情報閲覧
 - ア 本会議、委員会等の会議録・委員会記録の閲覧
 - イ 本市の各種計画等の閲覧
 - ウ その他会議に必要な情報の閲覧
- ② 検索サイトからの情報閲覧
 - ア 他自治体等の先進事例の閲覧
 - イ その他会議に必要な情報の閲覧

4 情報の共有化における使用

- ① 藤沢市議会におけるスケジュールの一元管理
 - ア 定例会、委員会等の開催日程の閲覧
 - イ その他会議の公務に係る日程の閲覧
- ② 各種資料の会議システムからの閲覧
 - ア 議会定要の閲覧
 - イ その他議会資料の閲覧

5 合理的配慮における使用

議員及び事務局職員並びに会議傍聴者及び意見陳述者等に合理的配慮が必要なとき、その当該者を補助する機能を有するソフトウェア等を用いた使用。

6 その他の使用範囲

その他使用範囲は、藤沢市議会基本条例に定める基本的事項に則した使用を原則とし、その他議長が使用を適当と認める範囲とする。

第V章 契約の結果

1. 契約の結果について

本章に記載する事由により、結果としてタブレット端末の見積もり合わせは不調となり、また、文書共有システムのプロポーザルは中止となり業者選定に及ばなかった。

その影響として、タブレット端末を使用した議会運営の開始時期を平成29年5月からとした議会運営委員会の決定を実行することは困難な状況となり、導入時期の延期を行うことを余儀なくされた。以降(1)(2)において、タブレット端末及び文書共有システムにおける結果の概要を記述する。

なお、ICTを活用した議会運営の実施にむけたタブレット端末及び文書共有システムの業者選定については、今後のiPadの在庫及び市場の状況を見極め、然る可き時にタブレット端末の見積もり合わせ及び文書共有システムのプロポーザルを行うことを議会改革検討会に申し送り確認された。

(1) タブレット端末の見積もり合わせの結果について

平成29年2月20日に、タブレット端末の見積もり合わせを実施したところ、指定機種であるiPad Pro 12.9インチについては、メーカーからの供給数が急激に減少したことから全国的に在庫が枯渇している状況であり、納入期限とする4月1日までの間に調達できる見通しが立たないとの理由により、指名事業者3社からの見積書の提出がなされず不調となった。

なお、通信事業者から、iPadシリーズ全般において在庫が不足しており今後の見通しが立たない状況との報告を受けた。

この件において、指名事業者から提出された在庫不足についての説明については、添付資料⑩のとおりである。

(2) 文書共有システムの公募型プロポーザルの結果について

第III章4.「文書共有システム公募型プロポーザルにおけるスケジュール」で示したように、参加表明書の締め切り日である2月22日時点で、2者からの参加表明書が提出された。

しかし、タブレット端末については見積もり合わせ不調という結果であったことから、文書共有システムの契約開始期間である平成29年4月1日までに、議会において機器の調達の目途が立たず、文書共有システムの選定における仕様書の前提条件についても変更を余儀なくされた。

このことから、2月28日に開催された第2次ICT検討部会において、文書共有システムの業者選定における公募型プロポーザルを一旦中止とすることとし、同日の議会改革検討会に申し送り確認された。

また、この件は、3月2日に開催された議会運営委員会において確認がされ、中止と決定した。

第VI章 まとめ

1.今後の検討事項及び申し送り事項

タブレット端末及び文書共有システムを活用した議会運営については、議会運営委員会の決定により平成29年5月より実施されることになっていたが、本報告書でこれまで記述した事由により当初の導入時期については延期が余儀なくされた。

また、第2次ICT検討部会委員の任期は平成29年5月31日で満了となり、第2次ICT検討部会は解散することから、導入時期の見直しに伴い顕在化した課題及び検討すべき事項については、今後において本案件を取り扱う然る可き会議体で引き続き協議を行う必要がある。

そのため、本報告書において、導入までの間に協議すべき事項及び留意すべき課題について取りまとめ、以降に記述をすることにより、今後において本案件を取り扱う然る可き会議体に対する申し送り事項とする。

(1) 再導入の時期について

タブレット端末及び文書共有システムを活用した議会運営については、平成29年5月の実施が議会運営委員会において決定されていたが、タブレット端末の見積もり合わせ不調に伴う文書共有システムの公募型プロポーザルの中止が決定したことで、導入時期の延期について第2次ICT検討部会から議会改革検討会に申し送られ、最終的に議会運営委員会において確認されている。この間、第2次ICT検討部会における再導入に向けた協議では、タブレット端末の在庫及び市場の状況を見極め、然る可き時に業者選定を行うこととしているが、具体的な導入時期については議論を経ていない。そのため、今後において本案件を協議される然る可き会議体においては、改めて導入に向けたスケジュールを早期に検討し、具体的な時期について協議を行っていただくこととする。

(2) 業者選定の在り方について

業者選定については、タブレット端末においては見積もり合わせによる業者選定であり、文書共有システムは公募型プロポーザルによる優先交渉事業者の選定を行うこととした。

しかし、議会におけるICTを活用した議会運営には、タブレット端末及び文書共有システムは必須であることから、契約において一方が不調という結果になった場合には、必然的にもう一方の選定が不成立又は事業が実施できない、といった問題に直面する。

他市においては、タブレット端末と文書共有システムについて、一括選定を行なっている事があるとも聞き及んでいる。

このことから、議会において然る可き時期に改めて業者選定を行う場合は、他市の業者選定方法の検証を行い、見積もり合わせ不調及び文書共有システムの公募型プロポーザルの中止、といったことが再び起こることが無いよう、入札方法及び業者選定の在り方について協議を行なっていただくこととする。

(3) タブレット端末等について

タブレット端末については、第V章に記述の通り、市場においてiPad全般の在庫が不足している状況にあることが通信事業者より報告されている。

タブレット端末の導入については、第2次ICT検討部会及び議会改革検討会並びに議会運営委員会の決定により、OSはiOSとし、機種は、セキュリティ、視認性、操作性、堅牢性の点に優れている iPad Pro 12.9インチ を使用することが確認されていることから、今後についてもiPad Proの導入が基本となるが、適宜、新機種についても検証及び比較等を行うこと。

また、新機種の発売により、iPad Proの在庫状況及び市場の変化並びにiPad各機種の金額の変化等が想定されるため、今後において本案件を協議される然る可き会議体においては、改めて調査を行なっていただくこととする。

併せて、ApplePencil（タッチペン）及びタブレットカバーの導入についても検討を行なっていただくこととする。

(4) 傍聴規則第6条について

タブレット端末導入の目的の1つである「合理的配慮における使用」については、音声読み上げソフト等の使用において音声を発することがある。

藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準の第9条（1）では、音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為を行うことは禁止されているが、議長又は会議の長が認めたときはこの限りではないとしており、議員又は職員等においては、合理的配慮による音声読み上げソフト等の使用は可能としている。

一方、傍聴者においては、合理的配慮における音声読み上げソフト等の使用に用いる機器については、傍聴規則第6条（7）における「携帯電話、パソコン等情報通信機器は、電源を切ること。」とする規定に違反するため、認められない状況が生じている。

この点については、第2次ICT検討部会における協議では、今後、必要に応じて検討することとしていたため、具体的な結論には至っていない。

このため、今後において本案件を協議される然る可き会議体においては、引き続き必要に応じた検討を行っていただくこととする。

(5) 市との運用方法の違いについて

第三章「導入と運用」7.「ICTを活用した議会運営における市の取り組み状況について」において、議会に関わる資料等のデータ保管場所について、市（オンプレミスサーバー）と議会（クラウドサーバー）で異なることなどにより、議会運営の効率化及び円滑化の課題や、システムの機能面の課題及び汎用性の低下等について記述をした。

これらの諸課題については、今後、本案件を取り扱う然る可き会議体において具体の課題整理を行うこととする。

その際、今日に至るまで第1次ICT検討部会及び第2次ICT検討部会で行なってきた検証及び報告書並びにICTを活用した議会運営を実施する目的と効果について特に留意し、市と共同による協議及び検討のもと、課題解消に取り組んでいただくこととする。

また、市の試行期間については、検討を進めるための期間と位置づけられていることから（添付資料⑨市長回答）、市として、より考察を深めるための検証を行う上においても、文書共有システムについてはオンプレミス方式による試行のみならず、クラウド方式を使用した検証についても実施することを要望することが、1月30日開催の第2次ICT検討部会において確認されている。

このことから、然る可き時期に然る可き会議体により、市に対する「文書共有システムのクラウド方式を使用した検証の実施についての要望書」等の提出について、議長に依頼していただくこととする。

2. あとがき

議会改革検討会の任意組織であった第1次ICT検討部会の協議事項を引き継ぎ、ICTを活用した議会運営における基準及び導入に向けた取り組みを協議するために平成28年6月24日に設置された第2次ICT検討部会は、約10ヶ月の期間において延べ8回の協議を重ね、協議事項及び決定事項等について本報告書に取りまとめ、報告を行った。

結論として、タブレット端末及び文書共有システムを使用した議会運営の導入時期については、市場等の影響により延期せざるを得ない結果となったが、今後においてもICTを活用したペーパーレス議会の導入による効率的かつ環境に配慮した議会運営の実現と、更なる市民福祉の増進を目指すためには、引き続きICTを活用した議会運営の実現に向け、議会と行政が一体となって推進体制を構築することに大いに期待をし、第2次ICT検討部会の報告とする。

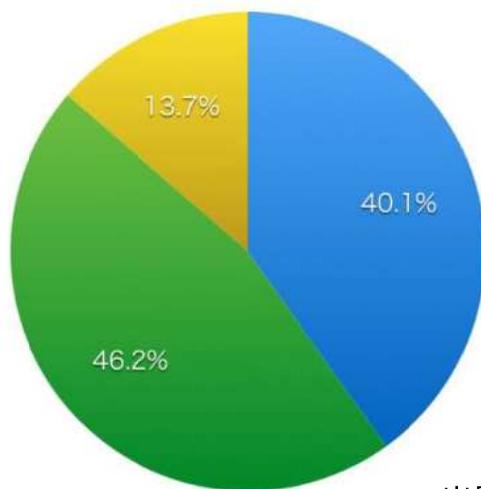
タブレットの種類

タブレットのOS比較

	価格	特徴
Google Android  Google Nexus SAMSUNG Galaxy SONY Xperia	1万5千円～	◎ 低価格/複数メーカーから販売。選択肢多数 △ ビジネスユース時のセキュリティ対策 △ 操作性はiOSに追いついていない？
Apple iOS  Apple iPad Apple iPadPro	3万2千円～	◎ 圧倒的な操作性/安定したH/W性能 ◎ 完全なセキュリティ性能
Microsoft Windows  Microsoft Surface	1万5千円～	◎ 複数メーカーから販売。選択肢多数 ◎ 安価な製品から高機能な製品まで幅広いラインナップ △ PCに似た複雑な操作性

タブレットOSシェア状況

● iOS ● Android ● Windows



出展：2016年MM総研

moreNOTEにおけるOSシェア状況



2016年2月時点弊社調査

法人ユーザー様がデバイス選択で重要視しているポイント

- ・操作性
- ・セキュリティ
- ・安定性（色々な意味で）
- ・他社の状況

moreNOTE アプリ・moreNOTE for Windows

カテゴリ	機能	moreNOTE アプリ iOS 版	moreNOTE アプリ Android 版	moreNOTE アプリ Windows ストア 版	moreNOTE for Windows (Windows PC 版)	機能説明	
ログイン	端末認証	●	●	●	●	利用承認を受けた端末のみ、ログインすることができます。	
	アカウント認証	●	●	●	●	ログインするためにユーザー名とパスワードが必要になります。	
	オフライン利用	●	●	●	-	ネットワークを使わない状態でも、アプリを利用することができます。	
	パスワード変更	●	●	●	●	ログインするために必要なパスワードを変更できます。	
フォルダー・コンテンツ一覧	一覧/サムネイル表示切替	●	●	-	●	目的に応じて、コンテンツ一覧の表示形式を変更できます。	
	一括ダウンロード	●	●	●	-	フォルダー内のコンテンツを一括してダウンロードできます。	
	新着/更新有アイコン表示	●	●	●	-	コンテンツの状態が一目で分かります。	
	コンテンツ検索	●	●	●	●	コンテンツを、名前や状態（新着／保存済など）から検索できます。	
	閲覧履歴	●	●	-	-	一度表示したコンテンツを探すことができます。	
	コンテンツ閲覧	PDFビューアー	●	●	●	●	PDFを表示できます。下記の閲覧支援の機能が利用できます。
	映像ビューアー	●	●	●	- (外部アプリにて 閲覧は可能)	動画を表示できます。リピート再生や操作禁止などが設定できます。	
その他コンテンツビューアー	●	●	●	- (外部アプリにて 閲覧は可能)	画像やテキストなどを表示できます。		
閲覧支援	外部アプリ連携	●	●	●	●	端末内の他のアプリを、ビューアーとして利用できます。	
	しおり ※1	●	●	●	-	コンテンツのページをブックマークできます。	
	ポインター ※1	●	●	●	●	ポインターアイコンを表示させ、画面内を指し示すことができます。	
	ペンツール ※1	●	●	●	●	手書きで線を描画できます。描画した内容は保存・共有できます。	
	テキストメモ	●	●	●	-	コンテンツを閲覧しながら、メモを取ることができます。	
	マイリスト	●	●	-	-	任意のコンテンツリストを作成できます。	
	テキスト検索 ※1	●	-	-	-	コンテンツ内のテキストを検索することができます。	
	ページ内リンク ※1	●	-	-	-	PDFのページ内リンクを利用することができます。	
	会議支援	シングルベアリング	●	●	●	-	同じ会議用の番号を入力した端末同士で、画面を共有できます。
		マルチベアリング	●	●	●	●	予め設定したフォルダーに入った端末同士で、画面を共有できます。
会議機能		●	-	●	-	予め登録した日時・資料・ユーザーで、画面を共有できます。	
アップロード	アップロード	● (写真のみ)	● (写真のみ)	● (写真のみ)	● (フォルダー単位でもアップロード可能)	端末からファイルをアップロードできます。	
	外部アプリからアップロード	●	-	-	-	端末内の他のアプリのファイルをアップロードできます。	
その他	マルチリンガル (英語)	●	●	●	-	日本語以外の言語への対応です。	
	オンラインヘルプ	●	●	●	●	操作マニュアルにアクセスできます。	

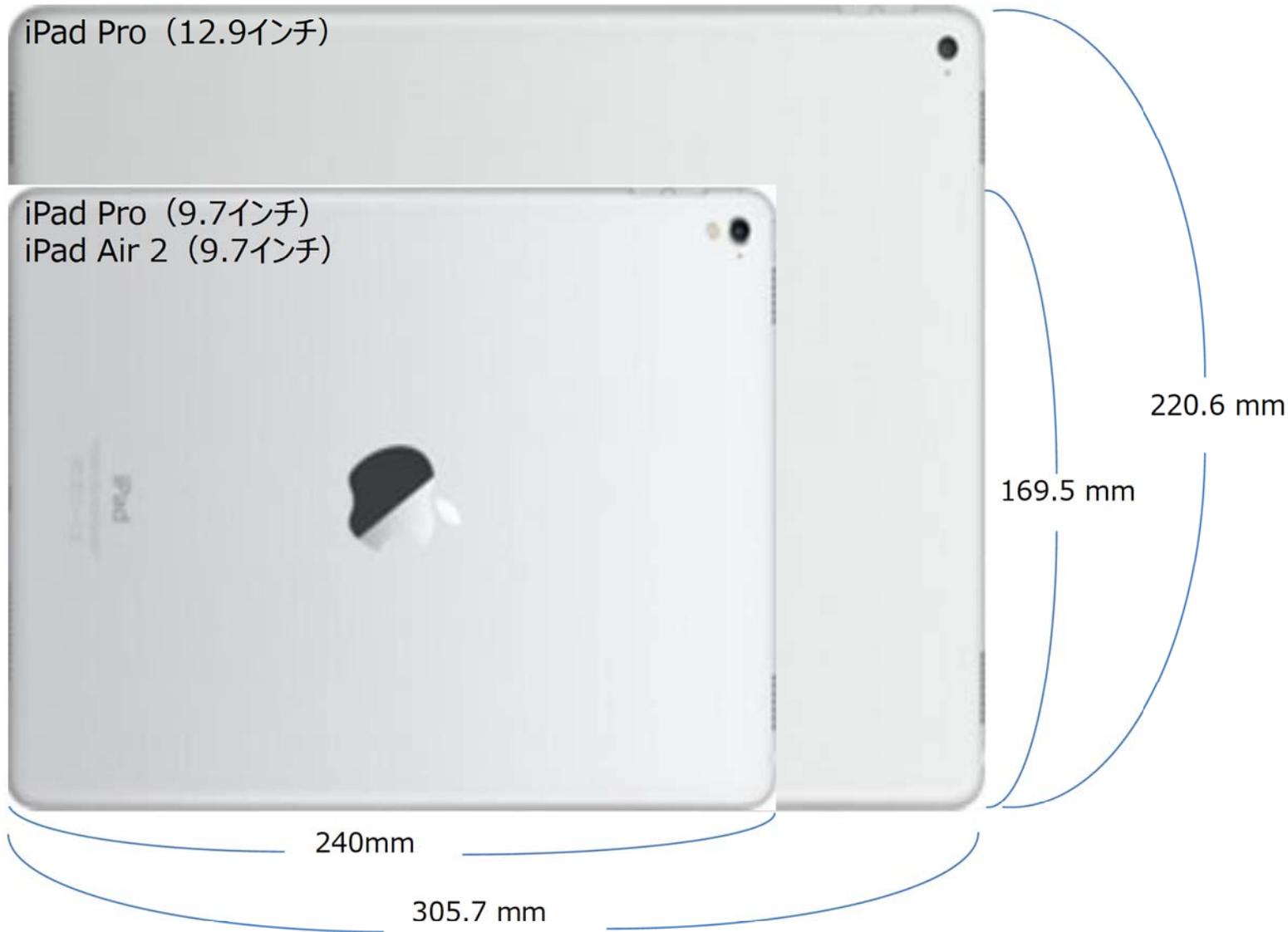
※1 PDF 形式のコンテンツのみでお使いいただける機能です。

iPadのモデル比較

2016/6/3時点

モデル	12.9インチiPad Pro		9.7インチiPad Pro		iPad Air 2 (参考)	
	Wi-Fiモデル	Wi-Fi + Cellularモデル	Wi-Fiモデル	Wi-Fi + Cellularモデル	Wi-Fiモデル	Wi-Fi + Cellularモデル
容量	32GB	128GB	32GB	32GB	16GB	16GB
	128GB	256GB	128GB	128GB	64GB	64GB
	256GB	-	256GB	256GB	-	-
高さ	305.7 mm		240 mm		240 mm	
幅	220.6 mm		169.5 mm		169.5 mm	
厚さ	6.9 mm		6.1 mm		6.1 mm	
重量	713 g	723 g	437 g	444 g	437 g	444 g
ディスプレイ	Retinaディスプレイ		Retinaディスプレイ		Retinaディスプレイ	
インチ	12.9インチ		9.7インチ		9.7インチ	
解像度	2,732 x 2,048ピクセル 264ppi		2,048 x 1,536ピクセル 264ppi		2,048 x 1,536ピクセル 264ppi	
チップ	A9Xチップ (デスクトップクラスの64ビットアーキテクチャを持つ第3世代)		A9Xチップ (デスクトップクラスの64ビットアーキテクチャを持つ第3世代)		A8Xチップ (デスクトップクラスの64ビットアーキテクチャを持つ第2世代)	
iSightカメラ	800万画素		1,200万画素 Live Photos Focus Pixelsオートフォーカス 4K動画撮影		800万画素	
FaceTimeカメラ	120万画素		500万画素 Retina Flash		120万画素	
Wi-Fi	MIMO 802.11a/b/g/n/ac		MIMO 802.11a/b/g/n/ac		MIMO 802.11a/b/g/n/ac	
Bluetooth	Bluetooth 4.2		Bluetooth 4.2		Bluetooth 4.2	
LTE (Cellularモデル)	-	LTE (20バンド)	-	LTE-Advanced (23バンド)	-	LTE (20バンド)
Apple Pencil	対応		対応		非対応	
Smart Keyboard	対応		対応		非対応	

サイズ比較



藤沢市議会 タブレット端末通信回線提供業務仕様書

1 概要

本件は、藤沢市議会においてタブレット端末を使用することにより、議案書や委員会報告案件資料等のペーパーレス化を図るとともに、情報伝達の迅速化、議会関連の情報の共有化、文書管理の効率化及び議会運営の円滑化を図るものである。本仕様書はタブレット端末の使用に際して必要な通信回線等の内容等を示すものである。本仕様書に記載していない事項であっても、機器構成上の必要な機能を備えたうえで、以下の仕様を満たす最適な構成で提供すること。

2 使用期間

2017年4月1日から2019年3月31日まで（2年間）

3 導入機器について

本仕様における機器は、iPad PRO 128GB 12.9 インチ Cellular+Wi-Fi モデル（シルバー）44台とする。なお、納入する機器等は、一般市場における製品のうち未使用の機器とする。納入する44台のタブレット端末には、Apple製の12W・USB電源アダプタとLightning-USBケーブル（1m）が同封されていること。

納入する際は、インターネット通信が利用できる状態で納入すること。

提供者は端末の紛失に備え、MDMサービスを付加し、その設定を完了させた状態で納入すること。MDMサービスについては、リモートロック機能、リモートワイプ機能及びダウンロード済アプリケーションの確認ができるものとする。

4 通信について

- (1) NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンクいずれかの通信事業者を選択すること。
- (2) データ通信サービスは定額プランとし、毎月のデータ通信量が1台7GBを超えるまでは速度制限無しで提供するものを選択すること。
- (3) 回線ごとの月々のデータ通信量を把握できること。

5 搬入・設定・設置

- (1) 搬入は、担当職員の指示に従っておこなうこと。
- (2) 正常に動作可能であることを確認した上で納入すること。
- (3) 本件における問い合わせに対する担当部門及び担当者を明確にし、安定した運用が確保されるよう体制作りを行うこと。

(4) Apple ID の取得は使用者が行うこととする。

(5) 各機器に付属する保証書及び取扱説明書等の添付品一式を整理し、納品すること。

6 機器の補償について

各通信事業者の用意する最大の補償パックに加入すること。

7 支払方法

支払いは平成29年4月1日のデータ通信開始月から月払いとし、使用者からの請求書による請求に基づき30日以内に支払うものとする。

8 納品場所

藤沢市議会事務局（藤沢市朝日町1番地の1）

9 その他

本仕様書に定めのない事項、又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、市議会事務局と協議の上、決定するものとする。

以上

藤沢市議会 文書共有システム仕様書

1 導入の経緯及び目的

藤沢市議会において、ICT技術の活用により、資料等のペーパーレス化を図るとともに、情報伝達の迅速化、議会関連の情報の共有化、文書管理の効率化及び議会運営の円滑化を図ることを目的に、インターネットを介してアプリケーションと連動したクラウド型サーバへのアクセスにより、資料等の情報共有を行うことができるシステム（以下「システム」という。）を導入する。

2 契約期間

2017年4月1日から2018年3月31日まで。

3 資格要件

他の市議会において導入実績があるシステムであること。

4 システム基本要件

(1) OS対応について

iOS, Android, Windows の3OSに対応できること。

(2) ユーザー登録について

- ・ユーザー1人につき1IDとしてID数は42とする。
- ・必要に応じて1IDごとに追加でき、70ID以上登録することができること。
- ・管理者権限を設定できること。
- ・利用者ごとにユーザーID及びパスワードを設定できること。
- ・ユーザーを任意のグループに設定して管理できること。
- ・ユーザー及びグループごとに資料の登録・編集・参照等の権限設定ができること。

(3) クラウド環境について

- ・文書を保存するサーバのファイル容量は10GBとする。
- ・必要に応じてファイル容量を1GBごとに追加できること。
- ・データセンターは国内に設置され、ISO / IEC 27001 認証を取得していること。
- ・データセンターは自然災害や火災等でデータが滅失しないよう対策され、安定稼働のための設備対策（空調、電源、定期メンテナンス等）がされ

ていること。

- ・ 24 時間 365 日利用可能であること。(メンテナンス等の停止は除く)

(4) セキュリティについて

セキュリティについては、不正ログインの禁止、データ通信の傍受・盗み見の禁止、端末紛失時のデータ保護のため以下の要件を求める。

- ・ システムへのログイン時には、ID とパスワードの入力が必要なこと。
- ・ 管理者以外のユーザーがシステムにログインする際には、端末機の個別認証を行い、許可された端末以外でのログインを禁止する機能があること。
- ・ サーバと端末間の通信経路は、暗号化通信をしていること。
- ・ 端末機本体に暗号化された状態で資料をダウンロードすることができ、アプリケーションを通じてのみ復号することができること。
- ・ 端末機の会議システムアプリケーション上にダウンロード済みの資料を管理者の権限により遠隔から削除及び差し替えが可能なこと。
- ・ 閲覧者、閲覧日時、閲覧場所などのログ情報が出力可能なこと。

5 システム機能要件

(1) 文書登録について

- ・ 文書をインターネットを介してクラウドサーバにアップロードでき、階層構造で保存、管理が可能なこと。
- ・ 階層構造は 3 階層以上作成できること。
- ・ 登録文書ごとに公開期間を分単位で設定できること。
- ・ 公開期間が過ぎた文書は端末のアプリケーション上にダウンロードされていても自動的に削除する機能を備えること。
- ・ 資料アップロード時に Microsoft Office 文書を PDF 等の画像形式に変換する機能があること。

(2) 文書閲覧について

- ・ PDF 等文書及び Microsoft Office 文書の資料が閲覧できること。また、動画や写真についても閲覧が可能なこと。
- ・ しおりや付箋機能等により、資料のブックマークが可能なこと。
- ・ 閲覧履歴から資料を表示できること。
- ・ 特定の文言から資料を検索する機能があること。
- ・ 資料の見開き表示が可能なこと。
- ・ 閲覧時は資料に手書きメモ及びテキスト形式のメモが可能で、メモを別

- ファイルとして保存可能なこと。
- 資料を指でなぞるとページがめくられ、ページを自由に移動できること。
- 高速かつスムーズに任意のページに移動できるスライダー機能を有すること。
- 資料の閲覧制限を 1 I D ごと及びグループごとに設定できること。

(3) 会議機能について

会議名，開催日時，参加者を指定してアプリケーション上に資料を表示させる，会議機能を有し，以下の要件を求める。

- 年間に 300 以上の会議が作成できること。
- 参加可能な端末数及びユーザー数がそれぞれ 100 以上であること。
- 同時アクセス数は 100 以上とすること。
- 会議ごとに資料の整理が可能なこと。
- 参加者の画面を同期する機能を有すること。
- 複数の会議を同時に設定でき，その際の資料の同期は会議ごとに制御されること。
- カレンダー機能があり，カレンダーより会議を選択できること。
- 会議参加者に会議開催を通知する機能を有すること。

6 運用に関する要件

(1) マニュアルの提供について

- 利用者マニュアル及び管理者マニュアルを P D F 形式により C D - R で提供すること。
- バージョンアップ等で操作方法が変わる際は，最新版のマニュアルを提供すること。

(2) システム操作研修について

- 利用者向けにシステムログインから操作フローの各場面における各種機能の操作方法，文書の登録方法，システムログオフまでを対象として研修を実施すること。
- 管理者向けに障害発生時の対処方法，会議情報等管理，ユーザーの管理等の研修を実施すること。

(3) サポート体制について

- サポート体制を確保し，障害発生時は迅速な支援ができること。また，障害が発生した際は，原因究明と再発防止策等について報告すること。

- ・問い合わせに対応する窓口を一本化し、迅速に対応すること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項，又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は，市議会事務局と協議の上，決定するものとする。

以上

平成28年7月11日

IPAD PRO 12.9インチ 128GB 見積もり比較表

件名	賃貸借			購入	
	ソフトバンク 大塚商会	au 大塚商会	docomo docomo神奈川支店	ソフトバンク 富士ソフト	docomo docomo神奈川支店
タブレット+回線使用料					
MDMソフト					
端末保証					
新規事務手数料 (消費税)					
合計金額					
※端末保証内訳					

IPAD PRO 9.7インチ 32GB 見積もり比較表

件名	賃貸借		購入	
	au 大塚商会	docomo docomo神奈川支店	ソフトバンク 富士ソフト	docomo docomo神奈川支店
タブレット+回線使用料				
MDMソフト				
端末保証				
新規事務手数料 (消費税)				
合計金額				
※端末保証内訳				

※2年間の利用を前提(端末24回月払い)として、1年間42台利用した金額

平成28年5月11日

藤沢市長

鈴木恒夫様

藤沢市議会

議長 佐藤春雄



ICTを活用した議会運営等についてのご協力について(依頼)

ICTを活用した議会運営等につきましては、平成27年6月に議長の諮問機関として議会改革検討会を設置し、さらに検討会の中にICT検討部会を設け協議を重ねてまいりました。

その結果、平成28年3月10日の議会運営委員会において、議会改革検討会から提出された報告書のとおり、平成29年5月に市議会においてタブレット端末を導入し、議案書や委員会報告案件資料等のペーパーレス化を図るとともに、情報伝達の迅速化、議会関連情報の共有化、文書管理の効率化及び議会運営の円滑化を図ること、また導入後当面は紙資料との併用とすること等が全会一致で確認されたところであります。

つきましては、市議会におけるタブレット端末の導入についてご協力を賜りたく、また、行政も一体となって取り組みを進めることについてご検討いただきたくお願い申し上げます。

(事務担当)

議会事務局 議事課

担当 寺田、田口、石田

内線 5620 5621



資料

平成28年(2016年)5月30日

藤沢市議会
議長 佐藤 春雄 様

藤沢市長
鈴木 恒夫



ICTを活用した議会運営等についてのご協力について (回答)

平成28年5月11日付「ICTを活用した議会運営等についてのご協力について(依頼)」につきまして、回答申し上げます。

市議会におけるタブレット端末の導入につきましては、議会運営委員会での決定を尊重し、市議会と行政が一体となって検討を進めてまいりたいと考えております。

導入にあたっては、平成30年の新庁舎供用開始を控えていることから、既存設備の改修等はおこなわず、新庁舎におけるタブレット端末の運用に必要な設備の検討をおこない、平成30年6月議会(予定)からの運用を目指したいと考えております。

そのため、平成29年5月にはタブレット端末を導入し、ペーパーレス化の対象範囲や情報提供、情報共有の方法、会議における端末等の使用ルールの調整及び議決前の情報等の保管などの情報セキュリティの確保について検討を進めるための試行期間と位置づけ、導入するシステムの選定や市議会以外での利活用の検討など、各種課題の解決を図ってまいります。

ICTを活用した議会運営等の実現に向けて、今後もどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上
(事務担当 行政総務課)

2017年 2月吉日

お客様各位(会社名 御中)

iPad 在庫不足に関するお詫び

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素より [REDACTED] をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度は、掲題の商品に関しましてお客様への納入がお約束できない状態となり、ご迷惑をおかけ致しましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の iPad 在庫不足の状況につきまして、下記の通りご報告申し上げます。

敬具

記

【概要】

iPad シリーズ (iPadAir2、iPadmini4、iPadPro) が、在庫不足によりお客様への納入がお約束できない状態となりました。

【原因】

メーカーからの供給数の急激な減少によるもの。詳細はメーカーに確認中です。

【今後の見通し】

これまでにいただきました発注につきましては、メーカー側にも協力を要請し、鋭意端末確保を行っていますが、機種、容量、カラー、数量によっては納入及び納期のお約束ができない場合がございます。また再開の目途につきましてはメーカー側に確認中でございますが、わかり次第ご連絡差し上げます。

お客様には大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上